

# 常州觀莊趙氏の歴史にみる 清代社会の一断面（7）

浅 沼 かおり

## 7. 趙烈文の公的生活

本節では主に趙烈文の公的生活を扱うが、それは曾国藩<sup>\*1</sup>の幕僚として過ごした時代と、直隸省（現在の河北省）で知州をつとめた時代とに大別できる。知州としての任地は磁州と易州である。趙烈文は磁州で代理知州をつとめたあと、「候補」として半年あまりを省都・保定で過ごし、それから易州直隸州に知州として赴任したのである。

### (1) 幕僚

前節で述べたように、趙烈文の身分は監生にすぎなかった。彼の運命が好転したのは、ひとえに曾国藩のおかげである。曾国藩の幕僚は合計 400 人を越え、彼がこの世を去ったとき、そのうち 22 人が三品に達しており、道・府・州・県の官に至っては数知れないと朱東安氏は述べる<sup>\*2</sup>。趙烈文は、「数知れぬ」もと幕僚の一人であった。趙烈文は四姉の夫である周騰虎<sup>\*3</sup>によって、曾国藩に推挙された。咸豊 5 年、趙烈文が 24 歳のときである。嘉慶 6（1811）年生まれの曾国藩は、道光 12（1832）年生まれの趙烈文より 20 年あまり年長であり、当時としてはちょうど父にあたる年頃であった。趙烈文はやがて曾国藩を生涯の師と仰ぐようになるが、最初の出会いは気まずい結果に終わった。その頃、曾国藩は太平天国との戦いの最中にあった。

朱東安氏によれば、

咸豊 5 年、周騰虎の推薦を受けた曾国藩は招聘金 100 両<sup>\*4</sup>を用意して入幕を請うた。趙烈文は喜んでそれに応じ、同年の 12 月に南康<sup>\*5</sup>大營に着いた。咸豊 6 年正月、曾国藩は趙烈文に、樟樹鎮<sup>\*6</sup>に駐屯していた湘軍の水陸各營を見に行かせた。湘軍の軍威をみせることで、彼を心服させようとしたのである。ところが南康大營に戻った趙烈文は、曾国藩に言った。「樟樹の陸軍の軍紀〔營制〕は非常にゆるみ、士氣〔軍氣〕も衰えており、恃むに足りないでしょう。」曾国藩はこれを聞くと「むっとして」、趙に「詳しい話をさせなかった」。趙の自尊心は傷つき、曾国藩は虚心に諫言を受け入れる人で

はないと痛感し、そのもとを離れることに決めた。ちょうど家から手紙が届き、母が病氣だと言ってきたので、趙はすぐに曾国藩に「帰郷を乞うた」\*<sup>7</sup>。曾もまたさして引き留めようとはしなかった。曾は趙を非常に買っていたけれども、奔放な〔狂放〕書生とみていたことは明らかである。5日後、趙烈文の出立間際に、周鳳山\*<sup>8</sup>麾下の湘軍が樟樹で敗れたとの知らせが届いた。趙が暇乞いにいくと、曾は、どうして周の軍が恃みにならないとわかったのか聞きたがった。趙はもはや話をする気にはなれず、不幸にもの中しただけですと謙遜な言葉で言い逃れた。曾国藩の趙を見る目はすでに変わっていたが、趙の辞去の意志は固かった。曾国藩としては、強いて危険な場に留めておくのも気が引けたので、家に大事なければ早く来てくれと言うよりほかなかった\*<sup>9</sup>。

こうして趙烈文は曾国藩のもとを去った。咸豊6年はじめ、曾国藩は江西で包囲され、外との連絡を絶たれ、未曾有の窮境に陥った\*<sup>10</sup>。その後数年が過ぎ、

趙烈文には、すでに幕中に戻る気はなかった。咸豊11年に太平軍が蘇州・常州を席卷し、趙烈文は一家をあげて上海に逃れた。咸豊11年6月、趙烈文は親友の金安清\*<sup>11</sup>に頼まれ、塩政のある案件について曾国藩に上奏〔奏摺〕を求めるため、7月に（安徽省の、引用者）東流大營に着き、曾国藩に拝謁した。曾国藩は趙を非常に歓迎し、手をかえ品をかえて、幕中に留まるよう勧めた。そして特に上奏して、常州籍の周騰虎、劉瀚清\*<sup>12</sup>、趙烈文、方駿謨\*<sup>13</sup>、華衡芳\*<sup>14</sup>、徐寿\*<sup>15</sup>の6人を、安慶大營においた〔委用〕。（中略）趙烈文の幕府における仕事はおもに、曾国藩のために対外事務に関する上奏文〔奏摺〕を起草することであった\*<sup>16</sup>。

同治2年5月、趙烈文は曾国藩の依頼を受けて曾国荃のもとに赴き、同治3年9月まで1年あまりを過ごしている\*<sup>17</sup>。曾国荃は、曾国藩の弟の一人（九弟）である。朱東安氏によれば、「趙烈文には曾国藩によって派遣された『小欽差』（欽差とは勅命によって派遣された大臣、引用者）という気分が強く、曾国荃もまた（自分の、引用者）幕僚というよりは、曾国藩の幕僚と考えていた」\*<sup>18</sup>。同治3年6月に趙烈文は、太平天国の本拠地・南京を陥としたばかりで疲労困憊の曾国荃に、略奪を止めに行くよう勧めて怒りを買ってしまう\*<sup>19</sup>。さらに上奏文の文言\*<sup>20</sup>を巡って、曾国荃と趙烈文の関係は悪化した。趙烈文は自ら省みて良心に恥じるころはなかったが、「恨めしいのは、中丞（曾国荃を指す、引用者）が各将を甘やかす〔厚待〕、城の陥ちた日、全軍が略奪をし、一人として大局を顧みる者がおらず、檻のなかの獣（太平天国の者たちを指す、引用者）を大勢逃がしてしまったこと」であった（T3/7/5.809）。曾国荃麾下の湘軍による南京略奪は言語に絶するものであった。張宏傑氏によれば、「曾国荃はこの凶暴な貪婪の潮を完全に放任した。このとき部隊には給料の未払いが大変多かったので、この最後の機会に、湘郷の同郷人たちに報いてやりたいと考えた」

のであり、一ヶ月余りにわたって「城内の金銀財宝を根こそぎ掠奪したのみならず、建物の木材まではがして城壁から吊し、船で湖南に持ち帰った。(中略) 同治4年の春まで、湖南にもどる船隊が長江に連綿と続いた」\*21。

ようやく太平天国が終息すると、曾国藩は今度は捻軍討伐の命を受けた\*22。同治4年閏5月、討伐のため北方に向かう曾国藩を見送ったとき、趙烈文は正式にその門下に入った(T4/ 閏5/4.903)。常熟に家を構えた趙烈文は、蘇州忠義局の1ヶ月20両の給料(T4/11/12.950)で糊口をしのいだ。曾国藩の捻軍討伐は1年半を経てもはかばかしい成果をあげなかったため、李鴻章\*23に交代することになった。太平天国鎮圧後、清朝の猜疑をおそれた曾国藩は湘軍の数を30万から3万人あまりに減らしており\*24、「曾国藩が率いていた軍の多くは淮軍」であり、外部の人間が淮軍を指揮することは難しかったのである\*25。

曾国藩が同治6年はじめに両江総督の本務にもどると\*26、趙烈文はまた南京に行って、曾国藩の幕府に入った(T6/4/25.1041)。このころが、趙烈文が曾国藩ともっとも親しく過ごした時期であった。朱東安氏の言葉を借りれば、「趙は曾に感服すること五体投地となり、曾もまた趙を何でも話せる腹心の幕僚とみた」\*27のである。趙烈文は毎日のように、ときには1日に何度も\*28曾国藩と会っている。曾国藩は若き日の北京での思い出話なども趙烈文に語って聞かせている\*29。

やがて曾国藩は北京に召還された\*30。趙烈文は「このままお別れするにしのびない」ので、「手弁当で師を北にお送りし、命が下ってから南に戻り、田舎で生涯を終える」つもりだと、曾国藩の長男・曾紀沢から曾国藩に伝えてもらった。曾国藩の返事は次のようなものだった。

「惠甫(趙烈文の字、引用者)は非常に天分が高く、心根が良い。弢甫(周騰虎、引用者)が亡くなったあと、二回涙を流すのを見た\*31。おまえの九叔(曾国荃、引用者)ははじめは大事にしていたが、そのうち気に入らなくなった。しかし惠甫は今でも九叔のことを忘れていない。私のことをしきりに慕ってくれ、途中で数年間離れていたが、ついに人の誘い[嘘拂]を受けることを望まなかった。その志向は人とは違っている。今をとときめく周縵云\*32などのように、私が優遇しすぎるといって、(趙烈文の、引用者)欠点をあげつらう者もいる。南京にいたときの勝利報告の上奏文[奏摺]には語弊があったというが、九叔はこれを見ていないというのか。他人のせいにするのか? みな不公平な議論である。約束する。このたびは連れて行かないが、私が直隸総督になったら、必ず直隸に異動させ、地方をまかせる。きっと良い官になり、仕事ができるはずだ。もし中央官[京官]になっても、必ずポストを用意する。来年の春、私の荷物を積んだ舟とともに海路北に来るように。路銀はすべてこちらが用意する。もし私が望み通り官を退くことができれば、それまでだ」云々(T7/8/3.1199)。

上の言葉を曾紀沢から聞いた趙烈文は、「師の知遇の深さ、愛情の厚さがこれまでとは。この身を灰にしても報いることができない」と、「不覚にも涙がぼろぼろこぼれてしまった」(T7/8/3.1199)。先述した曾国荃との仲違いも、曾国藩の趙烈文に対する同情を深めたことがわかる。朱東安氏も、趙烈文の献身は「曾国荃が完全に受け入れることにはならなかったが、曾国藩の信任が深まった」<sup>\*33</sup>と述べている。

はたして曾国藩は直隸総督<sup>\*34</sup>に任命された。常熟に戻っていた趙烈文は、約束どおり直隸省に向けて出立した。上海から「四川」という船に乗った。料金は飲食込みで1人銀20両、主従3人で60両であった(T8/5/9.1252-T8/5/10.1253)。趙烈文は知人を訪ねるために途中で下船しているが、ふつう上海から天津までは3000里(1500キロ)ほど、およそ4日の行程であった(T8/5/17.1255)。天津から保定までは、水路と陸路をかわるがわる進んだ。同治8年5月23日に保定に到着した趙烈文は、「車中は非常に苦しかった[顛頓]。私は物心つかぬ頃[提抱]から父について陸路を旅したはずだが、憶えていない」(T8/5/23.1257)と音をあげている。水運を基本とする江南で育った趙烈文にとって、北方は異郷であった<sup>\*35</sup>。

趙烈文の身分は「候補直隸州知州」である。地方官の「候補」は必ず当該の省の首府で選を待つことになっていた<sup>\*36</sup>。そこで「実務を見習へ省内の政治の模様及び人情風俗を知る」<sup>\*37</sup>のである。直隸省の首府・保定府で、趙烈文は訴訟整理の仕事を与えられた(T8/7/28.1271)。

## (2) 磁州知州代理

「旨味の大きなポスト[臚缺]につけてやろう」(T8/9/16.1281)という曾国藩の言葉どおり、趙烈文は直隸省広平府磁州の知州代理になった。吏部あるいは皇帝の承認は必要であったが、総督・巡撫は自分の管轄下の道・府以下の官を任命することができた<sup>\*38</sup>。趙烈文は曾国藩に「奏調」してもらったと記している(T9/10/17.1366)ので、皇帝への上奏文[奏摺]によって認められた人事であったと考えられる。磁州は「衝、煩、難」の「三字要缺」なので、初任の自分にはふさわしくないと趙烈文は辞退したが、曾国藩はきかなかつた(T8/10/4.1286-T8/10/5.1286)。「三字要缺」について少し説明しておく、雍正9年12月に、同知・通判・知州・知県のうち、「衝・繁・疲・難」の4つがすべてそろっているポスト、あるいはそのうち3つがそろっているポストはもっとも緊要であるとして、優秀で品級の相当する官員を総督・巡撫が上奏[具題]して、これにあてることになった<sup>\*39</sup>。州県は「衝・繁・疲・難」の4字のうち幾つ当てはまるかによって4種類に分けられたが、「此の四種類に依て養廉銀の額が違ふ」<sup>\*40</sup>という仕組みになっていた。曾国藩が「臚缺」といったのは、そのためであろう。

服部宇之吉氏によれば、「各省の候補人員は甚だ多き」を以て、「多数の候補官は全く何等の職務も無く閑居するのみ」<sup>\*41</sup>というのが実情であった。後述のように、州と県はだいたい

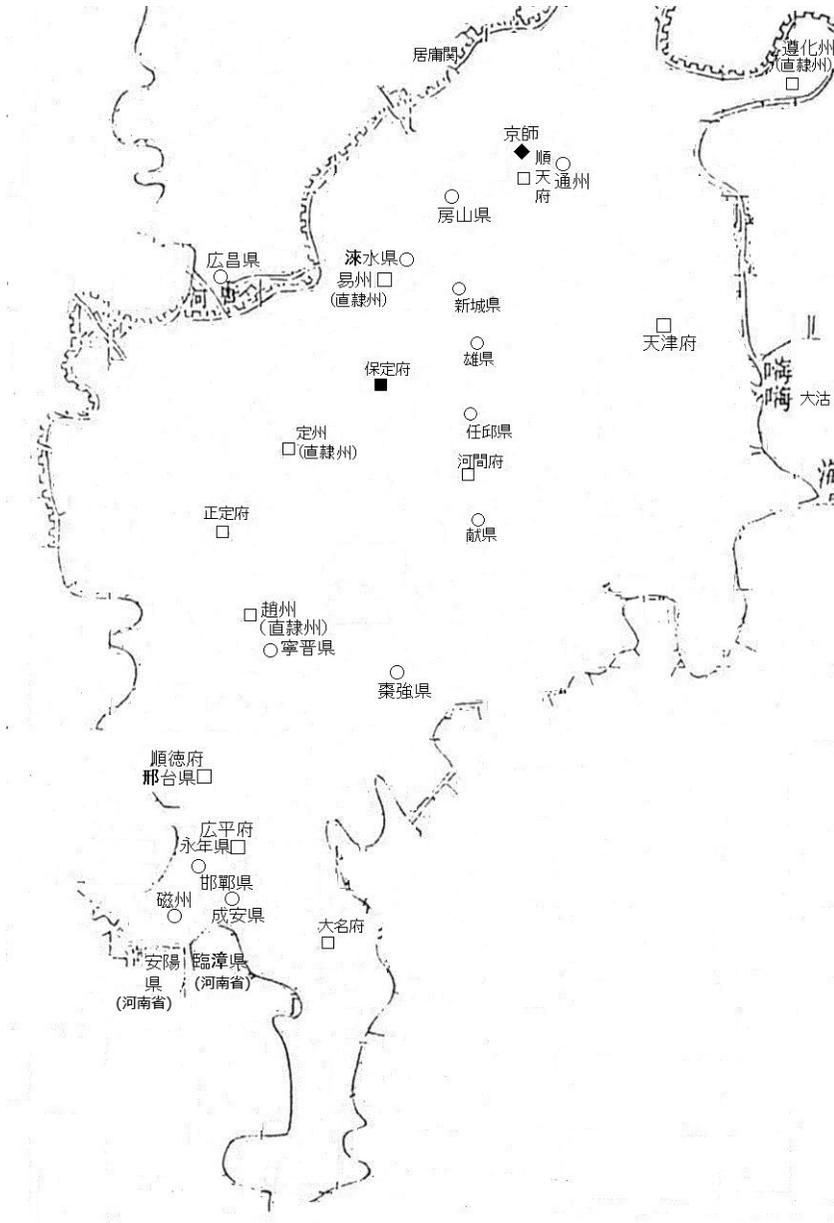


図 7-1 直隸省図

(「畿輔全図」『畿輔通志』光緒 10 年刊本古蓮花池蔵版, 卷四十六, 輿地略, 疆域図説一, 3-4 頁をもとに作成。本節に登場する主な都市のおよその位置を示している。なお、『畿輔通志』の編纂には趙烈文も加わっている。)

同じレベルの行政区分であるから、知県の場合が参考になる。1899 年末の直隸省には候補知県が 318 人いたが、直隸省の県は 123 県しかなかったので、県数の 2 倍半強の人が知県になろうと待機していた<sup>\*42</sup> ことになり、進士出身以外の者は「容易に就職が出来ずして久しきに移り又は一生涯候補知県知州で終らなければならぬ者が少なくない」<sup>\*43</sup> のであった。趙

烈文が直隸省にやってきたのは同治8（1869）年なので、1899年の30年前だが、趙烈文が非常に優遇されたことがわかる。

直隸省には府が11、直隸州が7、直隸庁が3、散州が9、散庁が1、県が104あった<sup>\*44</sup>。磁州はこのうちの「散州」にあたる。「散州」は県と同級の地方基層行政区であり、府に隸属した。散州の「知州」（従五品）の地位は知県（正七品）より少し高いが、どちらも直接民を治めるのが仕事であった<sup>\*45</sup>。山本英史氏によれば、光緒『大清会典』には1303の県名があり、州名は145なので、「州県官中に知州の占める割合は1割程度」<sup>\*46</sup>であった。州県では一般に、知州あるいは知県など2、3名の官員が、およそ20万から25万の住民のいる地区を管轄しなければならなかった<sup>\*47</sup>。県政の二大業務は「徴税と裁判」であった<sup>\*48</sup>が、地方官の職務は、このほか「地方警察、監獄の事、土木工事、収税の目的による土地の踏査、飢饉又は天災事変の場合に於ける人民の救恤、地方教育行政等」<sup>\*49</sup>に及んだ。

知州や知県は「親民之官」、「民之父母」などと呼ばれ、「古来知州又は知県の心得となるべきものを示した書物」は沢山あったが、それ「以上の役人に対しては此くの如きものが殆んど出来て居ぬ」<sup>\*50</sup>というから、直接に人々を治める知州・知県の職は重要かつ困難なものであったことがわかる。興味深い話がある。当時の役人は外出時には「随分仰山な行列をして」歩いたもので、その行列のなかには銅鑼、太鼓、提灯、傘などのほかに、「肅静」「廻避」という二つの立て札のようなものがあつたが、「知州知県の行列には肅静の碑は用ひるが廻避の碑は用ひぬ」ことになっており、それは「人民をして廻避せしめずして常に民情を知るの機会を失はぬやうにする」<sup>\*51</sup>ためであった。

以下、趙烈文が知州代理に任命されてから、初めの3ヶ月間を追ってみたい。「親民之官」をまじめに務めるのは、ほんとうに骨の折れることであった。磁州に向けて出発する前、「磁州のポストは非常に旨味があるが、役人の往来〔差使〕が非常に頻繁である」ときいた趙烈文は「顔をしかめ」、「田舎でひっそり暮らしていた〔山林寂寞〕の人間を、官吏の奔走する地において、曾國藩の人事に差し障りがないだろうか（T8/10/5.1286）と当惑している。磁州には「滏陽驛」があつた<sup>\*52</sup>。各省の中央部〔腹地〕に設けられた郵便機構は「驛」と呼ばれ、公文の伝達や官員・兵の公務出張のために馬・車船・人夫・食事・宿泊などを提供した<sup>\*53</sup>。趙烈文は、のちに李鴻章から「磁州は大道の首驛<sup>\*54</sup>であり、往来〔差使〕はどうか？ はじめての任官であるのに、曾老夫子（曾國藩を指す、引用者）は難しい任を与えられた。考えがあつてのことであろうが、大胆なことである」（T9/10/12.1364）と言われている。

趙烈文が、布政使から正式に磁州代理に任命されたのは同治8年10月7日であった（T8/10/7.1287）。知州には幕友が必要である。知県は、行政事務が並外れて煩雑な県では10名あまり、比較的楽な県では2-3名の幕友を招聘した<sup>\*55</sup>というから、知州も似たようなものであつただろう。幕友のなかでは、訴訟を扱う「刑名師爺」と租税を扱う「錢穀師爺」が特に重視された<sup>\*56</sup>。趙烈文は、浙江紹興出身の沈夢存<sup>\*57</sup>を「刑名師爺」（刑席）に、江

蘇常熟出身の帰屏如を「錢穀師爺」（錢席）に迎えることにした（T8/10/13.1288）。だが沈夢存は結局、病と称して来なかったので、代わりに朱芷汀<sup>\*58</sup>を刑席に据えた（T8/11/8.1299）。張仲礼氏によれば、州県官の刑席・錢席の年入はおよそ銀300-400両であった<sup>\*59</sup>。服部宇之吉氏は、毎月の給料について、「教読先生」（子供の家庭教師）が8両、「書啓先生」（親戚や友人あての手紙などの代筆者）が16両、「錢穀が24両、刑名が32両」という実例を挙げている<sup>\*60</sup>。

このほかに、下僕の阮鉦を「稿案」（役所で文書関係〔文稿案卷〕の事務を行う<sup>\*61</sup>）とした（T8/10/13.1288）。阮鉦が同治12年に病死したとき、趙烈文は、「同治2年から私に11年間仕えてくれた。誠実で、過失が全くなかった。磁州と易州では、稿案と門上を務めたが、一度として勝手な真似をしたことはなかった。節句の決算以外には、道理にはずれて金を取ることはなかった」（T12/3/14.1542）と、この忠実な僕を偲んでいる。「門上」は門番であり、非常に大事な仕事なので、親類とか朋友とか「自分に縁故のある信用すべき者を選んで用ひる」が、「之が悪い事をする」<sup>\*62</sup>というのが相場だったので、趙烈文は良い下僕に恵まれたといえることができる。

趙烈文は任地に向けて10月16日に保定を発った（T8/10/16.1289）。10月25日に磁州に入城するまで、定州、正定、趙州など途中の城に立ち寄りながら旅を続けた。「連日強盗事件が多いときなので、非常に用心し、輿・車を連ねて」進み、阮鉦と荷物を一足先に磁州にやり、趙烈文自身は回り道をして広平府に寄った（T8/10/21.1291-1292）。広平城は「非常に雄壯広大であった」（T8/10/22.1292）。あいにく知府は不在だったが、首県（府城のある県）である永年県の知県・錢敏（字・修伯、嘉興人）が酒食を送ってきてくれた（T8/10/22.1292）。翌日、錢敏と話した趙烈文は、「この人は非常に頭脳明敏で実行力に富んでいる」と感心している。錢敏は夏〔去夏〕に3ヶ月間、磁州を兼任で代理したことがあり、磁州のことに非常に詳しかった（T8/10/23.1292）。

いよいよ磁州の領域に足を踏み入れる。趙烈文は「道の両側に老幼が立ち並んでこちらを見ているのを目にすると、どうして民の上に立てようかと心配になる」（T8/10/24.1293）。翌日は、入城の晴れ舞台である。

5里（2.5キロ、引用者）進んで杜村鋪に至る。漢の大尉・杜喬<sup>\*63</sup>の墓があるので、この名がついた。輿を降りて小屋をのぞくと誰もいない、見回り〔巡查〕がいい加減であることがわかる。巳刻（午前9-11時、引用者）に十里鋪までくると、使用人〔役〕たちが続々と迎えに来た。また3里（1.5キロ、引用者）行くと、州の補佐〔佐貳〕官が出迎えてくれた。また数里いくと、軍營〔武營〕の駐屯隊が出迎えた。城まで数里のところまで、書吏〔吏〕たちと儀仗〔執事〕に迎えられた。北関に着くと、輿を降りて着替えをし、また輿に乗って東関から入城した。輿を降りて城門を拜み、3回叩頭した。入城して公館〔公館〕に行く。道の両脇の見物人は数千にのぼった。公館に入ると、季雨

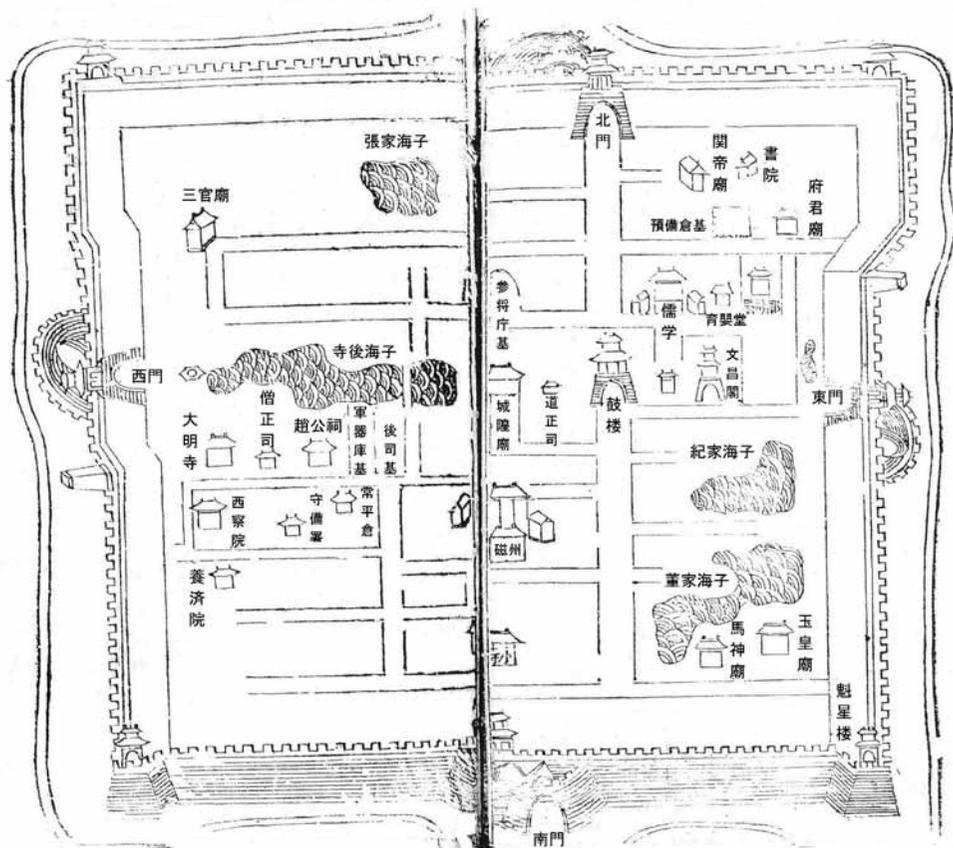


図 7-2 磁州城図

(「州城図」『(康熙) 磁州志』巻之一、2-3 頁をもとに作成。この『磁州志』は康熙年間に編纂されたものなので、図中の「趙公祠」は、残念ながら趙烈文とは関係がない。図の中央やや下に「磁州」と書かれているのが磁州の官衙である。)

に会って少し話した。吏目<sup>\*64</sup>・趙湘舫<sup>\*65</sup> (学華, 江寧人) が来て, 少し話す。外出して, 玉岱峰, 戴頤堂 (垂勳, 鎮江人, 代理磁州) をたずね, 長く話す (T8/10/25.1293-1924)。

上の文中の玉岱峰 (諱・簡。T9/10/19.1368) というのは, 前任の磁州知州である。彼が 8 月に辞職したあと, 上の文中の戴垂勳 (字・頤堂) が代理をつとめていたのである。清代の知県の任期は平均 3 年<sup>\*66</sup>であったが, 19 世紀になると平均任期は 1.7-0.9 年と短縮していた<sup>\*67</sup>。知州も同様だと考えられるが, 『日記』を読むと, 代理知州はより頻繁に交替していることがわかる。先述のように, 任官をまつ「候補」は多く, 彼らにとって, たとえ短期間でも「代理」をつとめることは経済的にも非常にありがたいことであった。なお, 上の文中に登場する「季雨」とは鄧季雨 (季雨は字<sup>\*68</sup>) のことで, 趙烈文の妻・鄧氏の親類である。鄧季雨は同治 8 年 7 月に保定にやって来て (T8/7/22.1270), 趙烈文の手助けをしてい

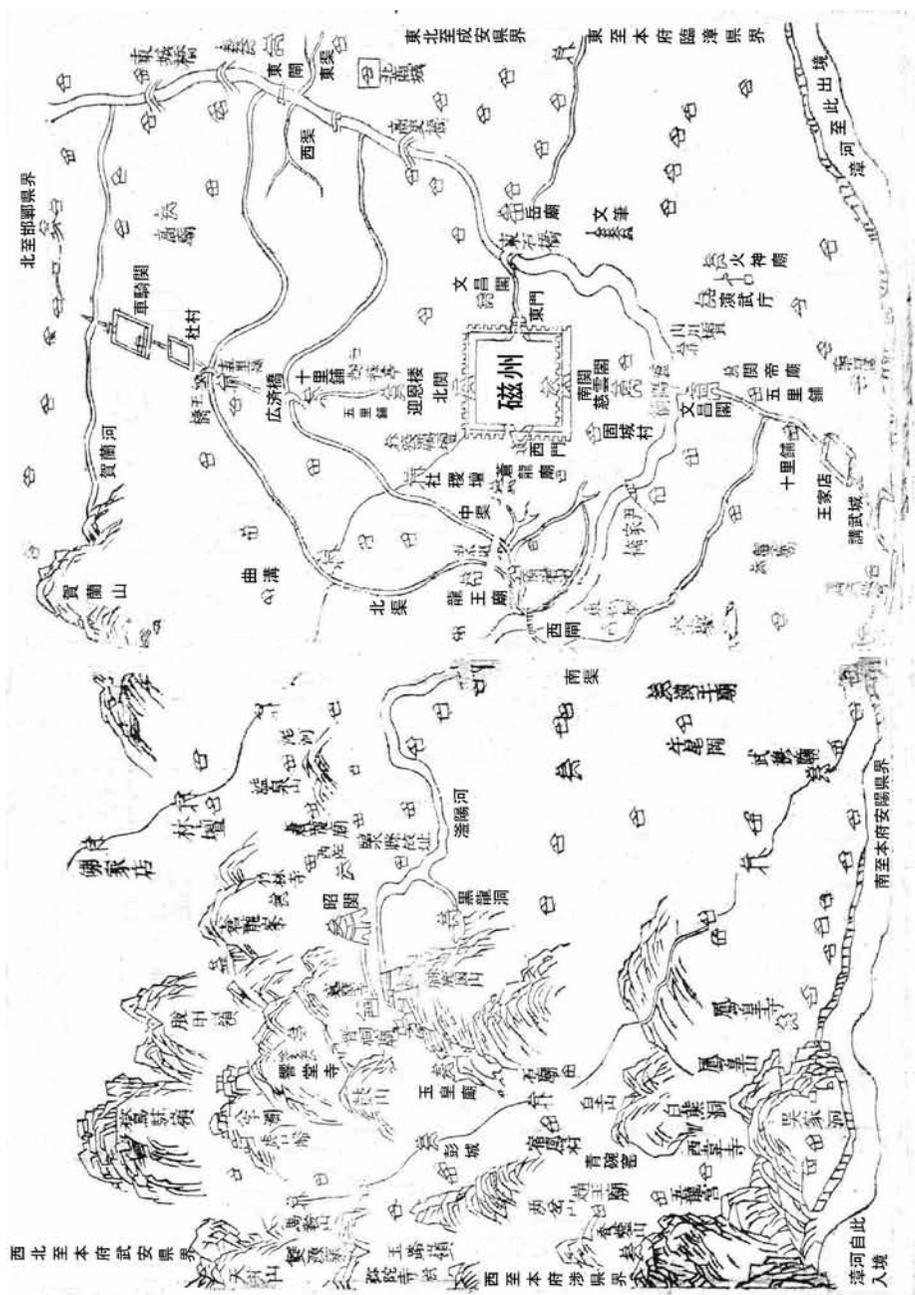


图 7-3 磁州境图  
 (「州境图」『(康熙)磁州志』卷之一, 1-2 頁をもとに作成。)

た。趙烈文が磁州の官衙に住むようになるのは少し先のことなので、文中の「公館」がどの建物を指すのかは不明である。

磁州城に到着して2日後には、大道の視察に出かけた。図7-3のように、磁州城の南北に伸びていたのが、いわゆる大道である。先に趙烈文の入城の様子を紹介したが、趙烈文は北からこの大道を通過して磁州城に到着した。大道を南に進むと漳河に至り、それを渡ると河南省彰徳府の安陽県である。「卯刻（午前5-7時、引用者）に起き、朝食を終え、車に乗って城を出て、南の境界まで大道と漳河の渡し場を調べに行った。辰刻（午前7-9時、引用者）に十里鋪に着く。（中略）また5里（2.5キロ、引用者）行き、王家店に着く。（中略）馬に乗り換える。さらに5里進み、講武城に着く。（中略）また5里、河辺に着く。（中略）橋を渡ると、河南安陽県の豊楽鎮である」。安陽知県・鄭虎卿の幕友・李厚甫を訪ねて、大道を整頓し、行商人〔行商〕を護送する方法を話し合った。「豊楽鎮から講武城にいたる荒野がもっとも危険」なので、豊楽鎮店と王家店で義勇兵〔勇丁〕を置いて送迎させなければならぬと趙烈文が言うと、李もそのとおりだと言う（T8/10/27.1294-1295）。一般に、行政区の境界地区は危険が多かった。こうした趙烈文の苦心を嘲笑うような事件が起こるのだが、それはもう少し後のことである。

10月28日、趙烈文は城隍廟で祭をおこない、官印を受け取り、正式に磁州の知州代理に就任した。午後は監獄を調べに行く（T8/10/28.1295）。翌日は、城壁の検分である。まず東門に行き、「城に登ってみると、城壁はすこぶる地勢を得ており、高峻である。ただ崩れた箇所が多く、修理が終わっていない」。そのあと南門と西門に行き、それぞれから入城してみた。北門は、ひどく崩れており、北関外の住民は南関よりやや少なかった。午後は、磁州城の郷紳〔紳衿〕たちを訪ねたが、いずれも会うことができなかった。そうこうするうちに、殺人事件の報告が入る。城から2里（1キロ）あまり離れた西郷固城村の趙興賢が妻の成氏を斬り殺したというので、輿に乗って村まで検視〔相驗〕に出かけた。まず、その家に行き、家屋や死体のあった場所を見てから、死体置き場にいき、死体を外に出して、一つ一つ調べあげて、書式〔格〕に書き入れて帰ったら、すでに初鼓（午後7-9時頃）であった（T8/10/29.1295-1296）。

翌日は11月1日である。五鼓（午前3-5時頃）に起き、「文廟、文昌宮、関帝廟、崔府君\*<sup>69</sup>廟、玉皇閣、元帝廟、風神廟、城隍廟、衙神廟、馬王廟、獄神廟に行き、焼香礼拝した」（T8/11/1.1296）。原則として毎月1日と15日は焼香礼拝の日であったようである。たとえば12月15日も黎明に起床して、関侯、崔府君、風神、城隍廟に焼香参拝し、さらに劉猛將軍廟、八蜡廟を祭り、馬王廟に焼香参拝している（T8/12/15.1305）。さて11月1日には、礼拝の後、北関外で、代理知州・戴垂勳の出立を見送った。すると南郷の上陳村から窃盗事件が報告された（T8/11/1.1296）ので、翌日、上陳村まで実地検分に行った。「民のなかには穴に住んでいる者もいる」（T8/11/2.1296）と、江南育ちの趙烈文は驚きを隠せない。

11月3日には、書吏と衙役、およそ300人あまりの点呼をした。晩には、守備・国英臣、

学正・戴襄清（字・冕川）、訓導・馬宗周（字・錫候）、吏目・趙学華らと飲んでいる（T8/11/3.1297）<sup>\*70</sup>。11月4日は午前7-9時頃から十鋪地保<sup>\*71</sup>の点呼をし、戸ごとに壮丁を派遣して夜間巡察をするよう命じた。この日、趙烈文は州の官衙〔州署〕に居を移している。西郷の、城から90里（45キロ）離れた場所で殺人事件が発生したという知らせが入る。「このあたりの風水では、殺人事件がおきれば必ず2回おきる」（T8/11/4.1297）のである。翌5日、趙烈文は遠い殺人現場まで出かけていく。州から50里（25キロ）離れた彭城鎮を経て、青碗窩の民家に泊めてもらった（T8/11/5.1297）。彭城鎮は州判<sup>\*72</sup>の駐在地だった<sup>\*73</sup>ので、それなりに大きな町であっただろう。翌6日、午前3-5時頃に起きて「青碗窩を出発した。山に入ることますます深く、輿は通れない。約20里（10キロ、引用者）進んで辰刻（午前7-9時、引用者）に淘泉村に着いた。ここが被害者の住まいである」。午後2時、輿を返し、戌刻（午後7-9時）に彭城に着いて泊まる（T8/11/6.1298）。

11月7日、せっかく遠くまで出かけて来たので、響堂寺と滄陽西閘に寄った。「閘（こう）」とは水門である。響堂寺には磨崖があり、磁州における趙烈文の数少ない楽しみの一つになった<sup>\*74</sup>。役所に帰って登庁し、窃盗事件を処理した。するとまた「道に一つ死体があるという報告である。今度は城から35里（17.5キロ、引用者）の高家荘である。また検視に行かなければならない。奔走に疲れる。いかんせん」（T8/11/7.1298）。翌8日、卯刻（午前5-7時）に起床して、朝食をとるとすぐ出かけた。「曲溝を過ぎると土地は荒れてやせている」。点灯後に役所に帰りついた趙烈文は、今度は幕友・帰屏如と話し込んでいる（T8/11/8.1298-1299）。9日は、治安の強化にはげんだ。捕役38名を南路・北路の豊楽鎮、杜村鋪、台城鋪、五十里鋪などに分駐させ、往來の旅人を護送させる。さらに自分の養廉銀を寄付して磁營の兵丁に与え、南関・北関を巡邏させることにした（T8/11/9.1299）。

「着任後、検視することすでに4度である」（T8/11/13.1299）と嘆きながらも、趙烈文は実に真剣に務めを果たしている。曾國藩が「殺人事件や盜難事件は、最初の自白が重要であり、自ら実地検証しなければならず、速ければ速いほどよい」<sup>\*75</sup>という命令を出していたためであろう。翌年のことだが、趙烈文は黒焦げの焼死体を仔細に調べて、「まさに『洗冤録』の記載のとおりである」（T9/12/24.1385）と感心している。『清国行政法』は『洗冤録』について、「屍体の検案に関しては洗冤録と称する一書あり。人体解剖及致死の原因を決すべき種種の方法を記述す。裁判医学に関する唯一の参考書として清国地方官の応に読習すべきものとす」<sup>\*76</sup>と解説している。ただし、「親しく手を下して屍体を検し検案書を作る者は件作と称する地方官衙門の下役なり。（中略）地方官は多くは文弱の人ゆゑ屍体を視ることをせず、自分は現場より離隔せるところにありて、単に件作に一任して検案せしむる」<sup>\*77</sup>というから、焼死体まで自ら調べる趙烈文は稀有な存在であったということが出来る。

11月14日には、広平府まで知府・長子明の「誕生祝い」に出かけた（T8/11/14.1300）。いくら包んだのか、残念ながら『日記』に記載はないが、張宏傑氏によれば、「祝儀〔礼金〕には明確かつ厳格に時間と額が規定されており、実際のところ「上級官員の生活〔活命〕が

かかった固定収入」なので、「多くの官員は、たとえ国家の正式の税収を流用して国庫に赤字が出ようとも、上級への祝儀を遅らせようとはしなかった」\*78。知県には布政使、按察使まで祝儀を送る資格があったが、対象の等級が高ければ多くなるというのではなく、その反対で、直属の上司への祝儀の方が手厚かった\*79。地位の高い官員は、薄く広く祝儀を集めたのであろう。

11月21日は、城中くまなく夜回りをした(T8/11/21.1301)。27日には、「大名道」の錢鼎銘がやって来た。大名府には分巡道として「大順広道」が駐在し、順徳府・広平府・大名府を管轄していた\*80。「大名道」はこれにあたるであろう。錢鼎銘も曾国藩の幕僚出身\*81で、いわば身内である。この晩は、錢鼎銘とその随員を招いて飲み(T8/11/27.1302)、翌28日、いっしょに西閘を視察している(T8/11/28.1302)。「大順広道」には、「河道・水利」の監督の仕事があったのである\*82。

12月3日には、趙烈文は邯鄲県まで獄死した囚人の検視に出かけている(T8/12/3.1303)\*83。6日には、貢生(生員から選出された国子監生)が一人、面会に来た。「博覧を好み、仏教・道教の書を渉獵しているが、筋道を得ず、魔外に流れている。小さな県で読書人がおらず、視野が狭すぎるためであるが、すでに救いようがない」。同日、趙烈文は降雪祈願のために城隍廟に壇を設けることにして、菜食を始めた(T8/12/6.1304)。「降雪を祈ること3日になるが、効き目がない。永遠に祈っていたい」という趙烈文の気持ちをよそに、「同僚の多くは肉食を断ちたがらない」(T8/12/10.1304)。14日には、州学の新生に縁起物を贈り、酒をふるまい、鼓吹儀仗で送り出し、文廟で孔子に拝謁し、学生たちを引率して、学正と訓導[両学博]に挨拶をした(T8/12/14.1305)。

依然として「雨雪はさっぱりふらない」(T8/12/20.1306)。着任以来の疲れが出たのか、仕事納め[封印]の12月21日から体の具合もおかしくなった。仕事納めといっても、相変わらず登庁して仕事はする。午後には、南郷からやってきた学生5人と、井戸を掘る相談をした(T8/12/21.1306)。22日も23日も「病治らず」(T8/12/22.1306-T8/12/23.1307)、24日には「民に井戸掘りを勧める告示を書いた」(T8/12/24.1307)。25日も「少し具合が悪い[受寒]」(T8/12/25.1307)が、翌日も「無理をおして、午前の開廷をした」(T8/12/26.1307)。ようやく恢復したのは年の瀬も迫った12月28日のことであった(T8/12/28.1307)。

明けて同治9年1月6日、「庭に雪が1寸(約3.3センチ、引用者)以上積もったので、大喜びする」(T9/1/6.1310)。翌日、雪は「4寸あまり」に達し、趙烈文は鄧季雨を起こして、いっしょに庭で雪だるまを作っている(T9/1/7.1310)。趙烈文は年始まわりに出かけ、14日に大名府城、16日に広平府に到着した(T9/1/14.1311, T9/1/16.1312)。大名府で、他の州県の雪はいずれも2寸足らず、「わが磁州だけが厚く積もった」(T9/1/14.1311)と知った趙烈文はひそかに得意である。19日は、御用はじめてである(T9/1/19.1312)。翌日の『日記』には、「開印したばかりで公事が錯綜し[岔集]、辰刻(午前7-9時、引用者)から酉刻(午後5-7時、引用者)までかかって、やっと終わった」(T9/1/20.1313)と記されている。

趙烈文の役人生活は、こうして慌ただしく始まった。

当時の官員には、任地に家族を伴う者と、故郷に残して来る者がいた。趙烈文は父親と同じく、帯同派であった。同治9年4月6日には、常熟から家族が到着した。鄧夫人の兄・鄧伯紫と趙国英（字・質如、觀莊常州趙氏・殿撰公32世）が先に着いた。趙国英は蘇州繆氏に入贅した趙觀男<sup>\*84</sup>の子孫であり、直隸省の県丞を捐納していた<sup>\*85</sup>。午後には鄧夫人が子供たちをつれて役所に入ると、磁州城の役人たちが祝いに来た（T9/4/6.1328）。2ヶ月後の鄧夫人の40歳の誕生日（T9/6/8.1339）にも、「役所の人々が次々に祝いにきてくれた」（T9/6/9.1339）。鄧夫人は、官署でもらった節句や誕生日の祝儀を長年にわたって預金して洋銀580圓にまで増やして、光緒9年に弟の鄧季簪にやっている（G9/12/20.2155）。銀貨1元はおよそ7/10両銀に相当した<sup>\*86</sup>から、約406両である。鄧夫人が磁州にやって来た同治9年は3月末から雨が降らず、鄧夫人も夫が悩んでいるのを見て心配そうにしていたが、ようやく雨に恵まれたとき、「顔を見合わせてほしいに手をかざして（原語は額手、「これは、これは」という気持ちを表す、引用者）祝いを述べ合った」（T9/5/22.1335-1336）。鄧夫人は、「官舎にあっても日頃の態度を変えず、官舎を去るときも未練がなかった」という<sup>\*87</sup>。

磁州時代の趙烈文の最大の功績は井戸の建造であったといえよう。「北方の民は愚鈍で怠惰、農業は天まかせであり、雨が少し遅れれば手を束ねて死を待つのみ」（T9/10/12.1364）という土地柄で、井戸はきわめて有用であった。趙烈文は自分の養廉銀を寄付して煉瓦を作って分け与え、農民たちに井戸を作らせた。のちに李鴻章は、「養廉銀を寄付して民を助けるという太っ腹〔慷慨〕はとりわけめずらしい」と感心している（T9/10/12.1364）。趙烈文は井戸を、

はじめは1000造りたいと思ったが、それだけの煉瓦の費用を一人で寄付するのは、このやせたポストでは無理である。ほかで工面したいところだが、このあたりには義を好む人はいないので、ここまでとせざるを得ない。ただ理事〔董事〕にあと2つ増やすよう頼み、合計120としたいと思う。煉瓦は36万個用いた。上にすべて同治9年造と書いておくことにする。費用は緡銭1400となる。年内には完成するであろう（T9/9/23.1357-1358）。

「緡」とはひもを通した銭の束であり、1緡は1000文だったので、「緡銭1400」は140万文である。銀1両＝制銭1856文<sup>\*88</sup>とすると、約754両である。『日記』には、「東郷につくった井戸は水が豊富で、民は非常に喜んでいう。（中略）私はこの仕事にほとんど1年をかけ、苦心と労力をつくした。完成して民が利益を得ているときいて、非常にうれしい」（T10/2/18.1395）、井戸の「水を使って花を植えており、民は非常に楽しそうである」（T10/3/6.1399）といった満足げな記述が続いている。

さて、磁州で何か事件が起きるとき、それにはしばしば官員や小吏など役所の人間が関与していた。たとえば、徴税をめぐる次のような騒動があった。同治9年2月、東郷、北郷、西郷から春の納税を待ってほしいと数千人あまりの農民が嘆願に来た。正庁〔大堂〕に座り、訴えをきいて諭したうえで、「おまえたちの困苦を思い、期限をしばらく延ばしてやる。おまえたちには良心があるはずである。何とかして早く納めるように」と言うと、みな叩頭して帰っていった（T9/2/21.1318）。実はその前夜、趙烈文が錢席・帰屏如と話していると、守備・劉鳳翔がやって来て、「春の納税を待ってほしいという村人がたくさんいる」（T9/2/20.1318）などと言いに来ていた。翌月も、北郷の民1000人あまりが納税期限を先に延ばしてくれと頼みにきたが、「聞くところによれば、これはみな劉守備が手先になっているのであり、前回も彼が先に来て、村人に代わって要求した。私が期限を延ばすことを許したので、それを己の功として謝礼をもらったのである」（T9/3/21.1325）。「前回」というのは上述の2月の件であろう。

もっとひどいことには、強奪事件にも役所が関わっていた。同治9年7月27日の夜、河南省の候補県丞（正八品）・汪坦（字・孟平）がやって来た。汪坦は委員として1万両あまりを輸送していたが、それを王家店で盗まれてしまった（T9/7/27.1347）。「磁州の窃盜事件は、いつもここで起きる」のであり、「東の臨漳領内まで10里（5キロ、引用者）あまりしかない。犯人はすべて臨漳人であり、磁州にやって来て事を起こしたかと思うと、あっというまに家に帰ってしまっている。官府としてはそれがわかっている、別の県なので捕まえづらいのである」（T9/7/28.1348）。臨漳県は安陽県と同じく、河南省彰徳府に属していた。先述のように、趙烈文は着任早々、豊楽鎮店と王家店に義勇兵〔勇丁〕をおいて旅人の送迎をさせていた。9ヶ月のあいだに京錢200万あまりを費やしたが、それはすべて自分の養廉銀であり、「四方を見渡しても、一州一県たりともこんなことをしている所は無い。それなのに輸送中の銀を盗まれる〔失鞘〕などという重大事件が起こったのを聞いたことがない。磁州だけで起きるといのは、天を責めずにはいられない」と歎く（T9/7/28.1348）。京錢200万は制錢100万に相当したので、銀1両を制錢1856文とすると、趙烈文は約539両を注ぎ込んでいたことになる。「滌師（曾國藩を指す、引用者）の人を見る目〔知人之明〕にけちがつくのが申し訳ない」（T9/7/28.1348）。趙烈文は、曾國藩の面目を潰すことが何より辛いのである。

やがて、安陽県の使用人頭〔頭役〕である趙星辰ら12人が汪坦の銀を強奪したことが判明して、趙烈文は堪忍袋の緒が切れる。

下級役人〔公差〕が盜賊の頭となり、自分の役所から出発した者を強奪するとは、法律も規律も眼中にないというものだ。安陽（知県、引用者）の愚昧さがわかる。また、我が磁州の前任知州が何度も強盜事件を示談〔私和〕にして、盜みを誘発した〔誨盜〕罪は数え切れない（T9/8/8.1350）。

「磁州の前任知州」玉岱峰は、同治8年8月に急ぎの公文を運ぶ車〔火票車〕が強奪されても届け出ず、500両を賠償して、病気を理由に辞職したのであった(T8/10/27.1295)。さて8月10日に、汪坦事件の主犯である孟玉、趙星辰らを安陽県の村で捕らえようとしたところ、事態は思わぬ展開を見せた。

なんと安陽と臨漳の小吏〔班役〕はすでに連絡をとっており、犯人らは70-80人を集めて逮捕を拒んだ。数が多く、衆寡敵さずで、(捕役たちは、引用者)東門外のあばた〔疙瘩〕廟まで退却した。幸いにして、その保長である馬占元が廟門を閉め、捕役たちは上に登って瓦をはがして敵に投げつけた。(犯人らは、引用者)午後まで包囲してからいなくなった。それから、捕役たちはひそかに馬占元の家に行き、二鼓(午後9-11時頃、引用者)に村を離れた。犯人たちは追ってきて、情報屋〔購線〕の郝九祥を捕らえ、安陽の小吏に引き渡して安陽まで護送させた。濡れ衣をきせようとしたという(T9/8/11.1351)。

「衙蠹(役所のキクイムシ、引用者)が盗賊をかばい、ここまで横行しているのに、地方官は全然気付いていない。全くもって木偶と同じである」(T9/8/11.1351)と趙烈文は怒り心頭である。安陽知県・鄭虎卿が「小吏によって脅迫され」、趙星辰を護送しないと聞いた趙烈文は、鄭虎卿に手紙を書き、「護送しないのは気脈を通じているということだと言ってやった」(T9/8/14.1351)。

上の汪坦事件と同じ頃、曾国藩が直隸総督から南京の两江総督に転じることになった。「天津教案」\*<sup>89</sup> 処理をめぐる非難を浴びたためである。10月、趙烈文は、南に帰る曾国藩を見送りに行った。布政使、按察使、道員らが雄県で曾国藩を待っていた(T9/10/16.1366)が、趙烈文はさらに北京方面に進み、新城県まで行って曾国藩に会った。曾国藩は「非常に評判がいい」と趙烈文を誉めて、「小官では抱負を発揮することはできまい」、自分は遠くに去る、かねて行を共にすると約束していたが、どうするかと訊いてくれた。趙烈文は、「知州〔牧令〕は重要な官であり、小官ということではできません。官は烈に負けず、烈が官に負けています」と答え、昔おそばにいたころは実に楽しかったし、負債は大いにふくらんでいるが、「師は烈のような者を奏調してくださり、吏治を整えるようにお命じになりました。いま全く成果があがらないのに、突然そろそろとやめては、必ずや私利を営み人を抜擢したと謗られることでしょう。官途においてもまた面目〔政体〕がありません」から、直隸に残ると言った。曾国藩は大いに誉めてくれた(T9/10/17.1366)。趙烈文はさらに追いつがるように見送りを続け、鄭州を過ぎ、任丘でまた曾国藩と話している。曾国藩は、「直隸でうまくいけば何よりだが、もし何かあればすぐに知らせよ、相談しよう」と言ってくれた(T9/10/19.1367-1368)。河間でも語り合い(T9/10/20.1368-1369)、とうとう献県まで行っ

た。曾国藩は「何度も若き日の京師でのことを話して笑った」(T9/10/21.1369)。翌日の夜明け、趙烈文は「角笛を聞き、滌師がすでに発たれたことを知った」(T9/10/22.1369)。

曾国藩に代わって直隸総督に就任したのは李鴻章である<sup>\*90</sup>(T9/8/9.1350)。趙烈文と李鴻章は、太平天国と戦っていたころからの顔なじみである。曾国藩もかつて、「李少荃(少荃は李鴻章の字、引用者)が東流<sup>\*91</sup>や安慶にいたころは、君はよく一緒に仕事をしていた。数年間でここまで出世するとは思わなかった」(T6/8/25.1097)と趙烈文にもらしている。趙烈文は直隸で曾国藩という後ろ盾を失ったが、後任の総督が李鴻章であったのは幸いであった。李鴻章は趙烈文のことは「曾老夫子(曾国藩を指す、引用者)にねんごろに託された」(T10/7/19.1425)と言っている。「かねて君は仕事ができると思ってきた」が、「私の目に狂いはなかった。昔私のところに来てくれなかったのが惜まれる。もし早く来てくれていれば、お互いに大いに有益であった」(T9/10/12.1364)と、李鴻章は趙烈文に対して非常に懇懇であった。

趙烈文が磁州を離れるときがやってきた。同治10年5月18日に後任・程光滢<sup>\*92</sup>が到着し(T10/5/18.1411)、20日には無事引き継ぎが済んだ。「着任から1年半あまり、日々、薄氷を踏む思いであった。天稟薄弱で、満足にはできなかったが、いま肩の荷をおろすことができ、まことによろこばしい」(T10/5/20.1411)と『日記』には書かれている。趙烈文は井戸120のうち、まだ21が完成していないと言って、程光滢に後事を託している(T10/5/22.1412)。程光滢は『磁州統志』を編纂したが、そこには「前知州代理の趙牧(清代には知州を「牧」と称した、引用者)が、教官・補佐官らとともに奨励[勸諭]するとともに、井戸の煉瓦を寄付した。各村の農民は続々と99の井戸を開いた」<sup>\*93</sup>と書かれている。いよいよ磁州を去るという日、

役所を出て、東門を通る。見送りが道をふさいでいた。磁州城の文武官員も関の外で待っていたので、輿を降りて少し話してから行く。紳士20人が席を設けて待っていた。学問のある民[衿民]が順番に、果物の種を携えて輿を迎えて酒を勧めるのが、門外から大橋まで続いた。薛登科という彭城鎮の人が、知り合いでもないのに、前日靴を一足送ってくれた。その理由がわからなかった。今日、一人で一席設けており、酒杯を捧げて再拝する。涙を流さんばかりである。理由をたずねると、長いこと訴訟に悩まされていたが、私が去年調停し[平]、一日で解決してくれたので、感謝の念が骨身に沁みたといい。私のほうはすでに忘れていた。そのほか、あるいは徭役雑差[差徭]<sup>\*94</sup>の軽さ、あるいは判決の速さを称える。次々と述べられて、恥じ入るばかり、それぞれ3回酒杯を挙げた。野外に出て車を乗り換えて、ほうっとした[蒼然]。数里先の路傍にはまた、趙湘舲<sup>\*95</sup>が待っていてくれた(T10/5/26.1413)。

山本英史氏によれば、地方官は「離任する時になってその賢否はたちどころに判明」し、

ことによれば、交代に時間がかかっても「宿を貸す者もいなくなってしまう」のであり、「ある不肖の官員が離任しようとしたところ、地域住民が彼に恨みを懐き、城門を閉じて行かせないようにしたことがあったという。さらに彼らは街を騒がせ、官員の夫人の服を奪い、駕籠かきや従者を殴るに至った」<sup>\*96</sup>。趙烈文はまずまず上出来の知州であったということができのではないだろうか。

ここで、磁州時代の趙烈文の経済生活にふれておきたい。清代の地方官僚といえば、ひたすら蓄財に励むという印象が強いかもしい。だが、愚直に務めを果たし、財産らしきものはほとんど残さなかったという話もまた珍しくない<sup>\*97</sup>。趙烈文の父・趙仁基もそうした役人の一人であった。趙烈文は磁州知州（従五品）代理として、どれだけの収入を得たのだろうか。主な正規収入としては、「俸禄」と「養廉銀」があった。正五品・従五品の文官の「俸禄」は80両と定められていた<sup>\*98</sup>。「養廉銀」は任地によって細かく定められており、磁州の場合は1000両であった<sup>\*99</sup>。俸禄と養廉銀を足した年収は1080両ということになる。趙烈文が磁州知州代理だったのは、同治8年10月28日から、同治10年5月20日までの約19ヵ月である。こうした場合の俸禄や養廉銀の支給方法についてはまだ資料を得ていないが、京官に支給された「公費銀」が参考になる。「公費銀」は月ごとに支給された事務費用の補助金であったが、月1-5両、一品の内閣大学士でも月5両にすぎなかった<sup>\*100</sup>。この微々たる公費銀も「日割り計算で支給され、官員が何かの用事で役所を離れた場合、日割り計算で扣除された」<sup>\*101</sup>というところから類推すると、年俸とはいえ、在任期間に応じて支給されたであろう。したがって趙烈文が磁州で得た俸禄と養廉銀は約1710両と考えられる。先述のように、趙烈文は井戸の煉瓦を作るために約754両、大道を行く旅人の護衛に約539両、合わせて約1293両を費やしていた。ちなみに「知県ノ礼服ハ一揃三四千両ヲ要シ」<sup>\*102</sup>たという。幕友などに支払う給料も負担しなければならなかった。

服部宇之吉氏は、役人の正規の実収入は大変少なかったとして、次のように述べている。

総て役人の俸給は三割減になつて居て即ち七割しか渡さぬ。養廉銀でも俸給でも三割減になつて居る、其の上に又公捐と称して政府に種々の金を取られる。それ故実際知事の手に入る金額は至つて少ない。其の上に知県が公務を処理して行く上に不都合があるとそれを辨償しなくてはならぬ故、その引き当てとして俸給及び養廉銀の一部分をば布政使が押へて置く。尤も勤務中に過失がなければそれは役を退く時に返して呉れる。此く色々引き去られるから実収入は至つて少ない<sup>\*103</sup>。

もし趙烈文の俸禄や養廉銀も7割しか支給されていなかったとすれば、懐事情はより苦しかったことになる。引き当て金を押さえておくというのも厳しいやり方である。もちろん知県・知州の収入は俸禄や養廉銀などの正規収入にとどまるわけではなく、「ある官職にどれほど額外収入があるかは公然の秘密」であった<sup>\*104</sup>。張仲礼氏は、知県の平均収入として、

およそ銀3万両という数字を示している<sup>\*105</sup>。

趙烈文は曾國藩あての同治10年の手紙に、

公の税と附加税〔官項正耗〕は納めましたが、まだ中央決裁分が不足しています〔尚欠内〕。雑費〔雜款〕3600-3700両、割り当て金〔攤款〕1000両あまりが足りません(T10/6/22.1418)。

と書いており、同治11年の曾紀沢への手紙には、

磁州では4000両あまりの負債ができました。そのうち省決裁〔外結〕の割り当て金〔攤項〕は、放っておいてもかまいません。一番重要なのは、中央決裁〔内結〕で弾劾・処罰に関わる〔有干参罰〕2400両あまりです。これを片付けなければ、抜け出す日はやってきません(T11/1/20.1476)。

と記されている<sup>\*106</sup>。上の2本の手紙は書かれた時期に半年ほどの隔りがあるせいか、文中の数字がぴったりと一致してはいないようである。それでもこれらの手紙からは、以下のような内容を読み取ることができる。すなわち、会計は「外決」(省決裁)と「内決」(中央決裁)とに分けて考えられていたこと、趙烈文は税金を完納できたこと、「外決」の「割り当て金〔攤款あるいは攤項〕」が足りなかったが、これはさほど深刻な事態ではなく、「内決」の不足こそが大きな問題であったことなどである。「割り当て金」というのは、先に引用した服部宇之吉氏の叙述のなかの「公捐」に当たるものであろう。瞿同祖氏は「攤捐(assigned contribution)」という言葉を使っているが、それについて次のように説明している。「割り当て金〔攤捐〕とは、

政府の経費が得られないとき、あるいは不足したとき、布政使が省内の州県官およびその他の官員に命令を出して寄付させ、政府の費用をまかなうことである。この種の割り当て金はふつう、布政使が官員たちの手当(「養廉銀」)から天引きした。一般に、州県官が納めなければならない割り当て金の額はその収入状況にもとづいて定められ、3つの等級によって割り当てられた。最低の等級のみは割り当て金を免除された。普通の「割り当て金」は行政費用に対する定期的な寄付であった。たとえば、科挙試験の費用、裁判〔秋審〕の費用、軍費などに対する寄付である。州県官はさらに定期的に上級官庁の事務費を援助しなければならなかった<sup>\*107</sup>。

同じく瞿同祖氏の指摘だが、1803年に浙江省の布政使が制定した一覧表によれば、州県官の養廉銀と税収によって、77の州県は3つの等級に分けられていた。20の州県が「大缺」、

28の州県が「中缺」、16の県が「小缺」とされた。割り当て金100両のうち、大缺の官員はそれぞれ2.273両、中缺の官員はそれぞれ1.515両、小缺の官員はそれぞれ0.757両を分担した。13の県だけは、収入が低かったので、免除された<sup>\*108</sup>。また、江蘇省阜寧県の記録によれば、阜寧知県が上級官庁に寄付した経常的な事務費の額は、按察使に60両、道員に240両、知府に720両であった。このほかに、たとえば府試・院試、裁判〔秋審〕、試験場の修理などに対する寄付があった。さらに上司の雇用した人員にも援助をした。各種の寄付の累計は銀2800両を越えた。江蘇省の如皋県では、割り当て金の総額は、銀2700両を越えた<sup>\*109</sup>。また節季や誕生日の賄賂〔陋規〕は、首県が所属の州県に割り当てる〔攤派〕か、あるいは布政使が文書を出して〔發文署印〕代理で催収するかであり、金額は巨大で、州県はこれに苦しめられた<sup>\*110</sup>。

### (3) 直隸州知州候補

磁州から省都・保定への道のりは遠い。「負債は累々、家族とともに省都に行くには路銀が容易ではない」ので、趙烈文は、磁州に近い順徳府<sup>\*111</sup>に家を賃借りして妻子を住まわせることにした(T10/2/11.1394)。直隸省では同治9年の冬に趙州直隸州知州のポストが空いた。趙烈文は順徳府知府(T10/6/9.1416, T10/6/12.1416)の任後沅<sup>\*112</sup>にも、このポストはあなたのものだと言われていたが、蓋をあけてみると、存禄(字・誠齋。T10/8/4.1429)の手に落ちていた(T10/7/4.1421)。李鴻章も、趙州のポストは布政使が趙烈文に与えるものと思っていたが、いざ公文が届くと趙烈文と存禄の二人を挙げて吏部の指示を仰いでいたので反対した。曾國藩に頼まれたことは別としても、直隸での仕事ぶり〔居官〕を見れば趙烈文を用いるべきであるとして部示(地方長官の申請に対して中央政庁が発する回答)を願ったが、吏部から「例に反する〔不照例〕、破格をするのか」(T10/7/19.1425)と言われ、結局存禄に決まってしまった。このときの直隸布政使は先に「大名道」として登場した錢鼎銘である。錢鼎銘は趙烈文に会うと、何度も詫びた。趙烈文は、高翰と存禄が趙州のポストを争っていたことは同治8年に直隸省に来たときにすでに耳にしていた、存禄が苦勞して待つこと数年になろうというのに、高翰が亡くなったいま自分が趙州知州になるわけにもいかない、などと言ってやった。錢鼎銘はしきりに趙烈文をほめたうえに、直隸省には「進士、太史<sup>\*113</sup>はいても、閣下はひけをとりません」などと愛想を言って、いっしょに『畿輔通志』を編纂しようと誘った(T10/8/4.1429)。

趙烈文は保定に京錢25緡の賃料で26間の家を借り(T10/8/9.1430)、順徳府に仮住まいさせていた家族を呼び寄せた(T10/9/26.1443)。1緡は1000文なので25緡は京錢25,000文、つまり制錢12,500文に相当し、銀1両を制錢1856文として計算すると、およそ6.7両となる。どこかのポストが空くのを待つあいだ、趙烈文は二つの仕事を与えられた。一つは「委員」として趙州に行き、水争いの事件の解決にあたることであった。趙州での仕事は1ヶ月足らずで終わった(T10/10/7.1445-T10/11/1.1454)。服部宇之吉氏によれば、「委員」



図7-4 古蓮花池

(2017年3月22日筆者撮影。)

は「多少の収入を与へる」と同時に「其人物を試み且つ其の人をして実務を見習はしめる途」であったが、「候補知県知州の数は沢山あるから総ての候補者が皆此の委員になることは出来ない、運の悪い人は二年も三年も居て一度も委員にならぬ」のであり、「屢々委員になつて収入を得、屢々実務を見習ふと云ふ人は早く知県知州になれる」<sup>\*114</sup>のであった。李鴻章の好意なのか、趙烈文は相変わらず優遇されていたということが出来る。張宏傑氏によれば、委員の1年の給料は400-800両ほどであった<sup>\*115</sup>。

もう一つの仕事は『畿輔通志』の編纂である。責任者は黄彭年(字・子寿)という人物であった<sup>\*116</sup>。黄彭年は貴州省貴筑人、道光27年の進士、翰林院庶吉士となり、散館後に編修を授かり、武英殿協修、国史館協修、功臣館纂修などを歴任した。翰林院時代に曾国藩と知り合っている。本の虫を自任する学者肌の人物であったが、経世の志に燃える熱血漢でもあった。黄彭年は同治10年に李鴻章の招きに応じて保定にやってきた。直隸総督署のすぐそばにある蓮花池は1227年(金・正大4年)にはじまる名園である<sup>\*117</sup>。『畿輔通志』編纂局は蓮花池の「君子長生館」に置かれた<sup>\*118</sup>。黄彭年が総纂をつとめ、趙烈文は分纂の一人になった(T10/11/19.1458)。同治10年11月22日に開局(T10/11/19.1458)されたとき、李鴻章をはじめ布政使、按察使など省のお歴々がこぞって出席し、「諸公はみなこの仕事を大事にしている」(T10/11/22.1459)と趙烈文はうれしそうである。『畿輔通志』編纂には16年の歳月が費やされ、光緒13(1887)年に300巻、240冊、24函が完成した<sup>\*119</sup>。



黄彭年画像

図7-5 黄彭年

(「黄彭年画像」陳美健・柴汝新著『蓮池書院志略』中国文史出版社，2013年，93頁。)

#### (4) 易州直隸州知州

同治11年1月10日、趙烈文は布政使・錢鼎銘から、易州のポストが空いたので代理で行ってもらいたいと言われた (T11/1/10.1472)。趙烈文が、その前日に唐代の易州鉄象<sup>\*120</sup>頌を手に入れた (T11/1/9.1472) ところ、そのおわりに磁州印があったので「奇異 [異] に思った」 (T11/1/10.1472) 矢先であった。同じ「州」でも、易州は「散州」の磁州とは違い、「直隸州」である。趙烈文の身分は先述のように「候補直隸州知州」であったから、本来つくべきポストについたということが出来る。光緒初年、全国に76の直隸州が存在していた。直隸州の下には一般に2-3、多い場合は4-5の県が置かれていた。直隸州の地位は「府」に相当したが、知府 (従四品) が直接民を治めることはなかったのに対し、直隸州の所在地には知県は置かれず、直隸州知州 (正五品) が直接に民を治めた<sup>\*121</sup>。先述のように、直隸省の直隸州は7つであった。易州には涿水県と広昌県<sup>\*122</sup>が属していた。

同治11年1月18日、趙烈文は保定を出発し (T11/1/18.1474)、翌日には易州に到着し

た (T11/1/19.1474-1475)。磁州とちがい、易州は保定の目と鼻の先にある。1月22日に官印を受け取り、刑席・朱芷汀、錢席・婦屏如ら幕友たちも、省都からやって来た (T11/1/22.1477-T11/1/23.1477)。鄧夫人も役所に迎えられた (T11/2/13.1481)。易州の知州を実授するとの命を趙烈文が受けたのは同治11年5月11日である (T11/5/11.1499)。趙烈文はもはや「代理」ではなくなった

正五品の「俸禄」は80両であり<sup>\*123</sup>、これは磁州知州代理 (従五品) 時代と変わらない。「養廉銀」は易州の場合、1200両であった<sup>\*124</sup>。俸禄と養廉銀を足した年収は1280両になる。趙烈文が易州知州としての収入を得ていたのは、同治11年1月から光緒元年3月までの約38ヵ月と考えられるので、趙烈文が易州で得た正規の収入 (俸禄と養廉銀) は約4053両という計算になる。直隸州知州の額外収入については、知府の毎年の額外収入 (約5万2500両)<sup>\*125</sup>が参考になる。もっとも「知府朱氏曰ク保定知府毎年ノ収入二万兩ナリ」<sup>\*126</sup>という記録もあり、地方による違いも大きかったであろう。易州での蓄えで、趙烈文は晩年に長い隠居生活を送ることになるのだが、それについては次節で述べたい。少し脇にそれるが、知府 (従四品) の額外収入と、位人臣を極めた内閣大学士 (正一品) の額外収入がほぼ同じだという指摘<sup>\*127</sup>は興味深い。京官は貧乏であった。

趙烈文の家族の消息に少しだけふれておくと、長女・柔は易州で入婿を迎えることになっ

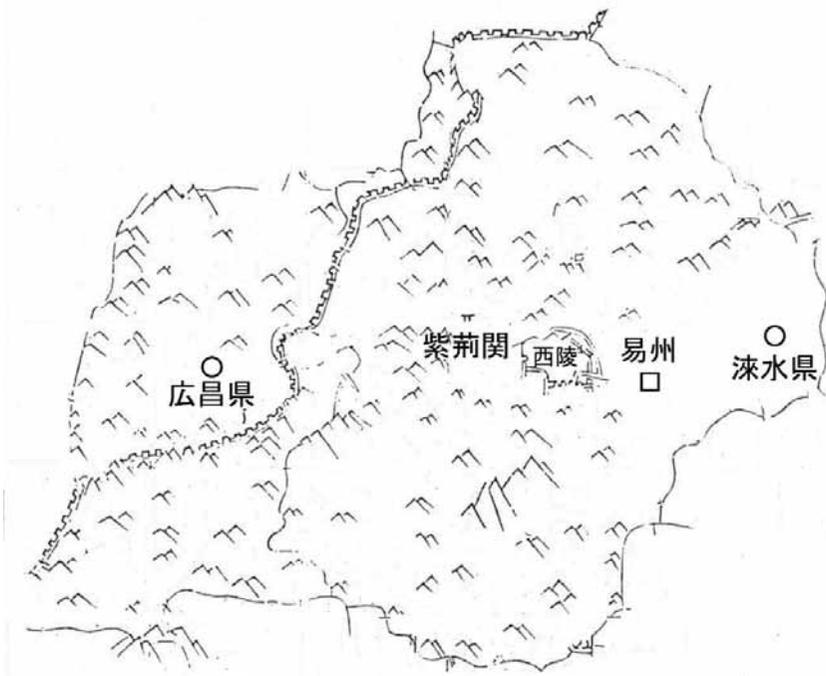


図7-6 易州境図

(「易州」前掲『畿輔通志』卷五十四、輿地略、疆域図説九、14-15頁をもとに作成。)

た (T11/3/4.1487)。婿は方愴 (字・子謹) といい、父親の方駿謐 (字・幼静) は、趙烈文の母方の従兄弟であった。入贅については第4-5節で詳述したが、婿の姓は変わらないこともあり、方愴も方姓のままであった。趙烈文は役所の裏手に家を借り、手入れをして「甥館」すなわち入り婿の居室とした (T11/3/8.1488-T11/3/9.1488)。媒酌を頼まれたのは、幕友の帰屏如と朱芷汀である (T11/3/16.1490)。方愴・趙柔夫婦には易州で同治12年3月に長男 (T12/3/11.1542)、同治13年6月に次男 (T13/6/15.1609) が誕生している。趙烈文の長男・趙実も、妻・陳氏、長男・万民<sup>\*128</sup>、長女・阿圓を連れて同治11年9月12日に易州にやってきた (T/9/12.1514)。同治11年9月27日には、趙実に次女・韶が生まれている (T11/9/27.1516, T13/4/24.1604)。

易州の役所は、「建物の数は多いが、惜しむらくは皆ぼろぼろであった」 (T11/2/3.1480)。着任の翌年、趙烈文は、役所の建て替え工事を始めている。脳裏をよぎるのは、父・趙仁基の思い出である。「州県の役人は役所を仮の宿 [伝舎] とみて、崩れても気にしないので、風雨をしのげないものすらある」が、趙烈文は父が任地の「至るところで宿舎を改修 [重修] するのを目にした。はなから他人のもの自分のものという考え [人己之見] がなかった」 (T12/8/18.1565)。清末の役所の惨状については、「支那数百ノ衙門ニ就テ見ヨ修理ヲ施スコトナク其荒頽ニ任セ門ハ傾キテ将ニ倒レントシ糞尿ハ其側ニ山ヲ成シ河ヲ成スヲ見ル可シ」<sup>\*129</sup> という記録も残されている。

易州に着いてほぼ1ヶ月が過ぎたころ、趙烈文に悲報が届いた。2月4日に、曾国藩が两江総督署で亡くなったのである (T11/2/20.1483)。報せを受けた趙烈文は「一晚じゅう眠れなかった。昔を思い、涙が溢れた [涕淚盈把]」 (T11/2/21.1484)。まもなく趙烈文は曾国藩の最期のようなすを知る。曾国藩は亡くなる数日前から具合こそ少し悪かったものの、いつもどおり仕事をしていた。その日の朝も、「役所の花園を歩き、幕僚と碁を打っていたが、午後になって急に足が痺れ、支えられて署名房に坐った。椅子の背にもたれて一笑して逝かれた」。趙烈文は恩返しができなかったと嘆きながらも、「その去就思いのまま、天上の人でなければ、こうはいかない。この世にあっては完全な人、世を離れては聖人の仲間入り、このような人生に遺憾なことは何もない」と大いに慰められた (T11/2/23.1484)。兄の趙熙文がくれた手紙には、曾国藩は趙烈文が易州代理になったことを知って非常に喜んでいらしたが、「陵の仕事は簡単ではないとしきりと心配なさっていた」と書いてあった。趙烈文は慟哭がとまらなかった (T11/3/4.1487)。曾国藩はさすがに炯眼で、易州には「西陵」があり、それが趙烈文の躓きの石となった。

北京の近くには二つの皇室陵があった。遵化州の東陵と、易州の西陵である。そのうち西陵には当時、泰陵 (雍正帝)、昌陵 (嘉慶帝)、慕陵 (道光帝) の3つの皇帝陵があり<sup>\*130</sup>、泰寧鎮総兵兼西陵総管大臣が置かれていた<sup>\*131</sup>。「総兵」は正二品の武官である<sup>\*132</sup>から、正五品の直隸州知州よりはるかに官等が高い。このほかに輔国公と鎮国公が派遣され、皇室代表として陵を守っていた<sup>\*133</sup>。趙烈文が易州に赴任したとき、泰寧鎮総兵の任にあったのは



図 7-7 西陵関係図

(「易州」前掲『畿輔通志』卷五十四，輿地略，疆域図説九，16-17 頁をもとに作成。この図では「安河行宮」は「尖行宮」と書かれているが、それは「行宮が乾隆年間に建てられ、皇上が謁陵される時、途中で食事をされる所」(T11/8/1.1508) だったからである。「尖」とは、旅の途中で一休みすることである。)

清安という人である。清安は、字は吉甫、満洲鑲黄旗人、道光 30 年に翻訳進士、翰林院庶吉士となり、散館後に編修を授けられた。その後、内閣学士、工部侍郎代理、盛京（現在の瀋陽）の刑・工・礼部侍郎を経て、同治 8 年に泰寧鎮総兵に転じた<sup>\*134</sup>。趙烈文は、陵工、雑務、旗営・緑営の給料・費用〔軍餉〕については鎮署が州から取り立てるのであり、ことごとく関係しており、易州の知州は泰寧鎮を上司とみると述べている (T11/1/25.1478)。「道光末年に、満洲翻訳進士のうち第二次試験〔復試〕で優等となった者は翰林院庶吉士に任じることができると定められたが、定員はわずか 1, 2 名であった<sup>\*135</sup>」というが、道光 27 年の庶吉士のなかに 4 名、道光 30 年にも 3 名の翻訳進士が含まれている<sup>\*136</sup>。清安はその一人であり、旗人のなかのエリートだったと言えるのではないだろうか。

官印を受けた 3 日後の 1 月 25 日、趙烈文はさっそく西陵まで挨拶まわりに出かけている。まず清安と遊撃・文恒（字・月亭）<sup>\*137</sup>を訪ねて（文恒には会えなかったが）から、輔国公と鎮国公を訪問した。輔国公と鎮国公には面会してもらえなかった。その鬱憤もあるのか、この日の『日記』には、「公府の屋敷はぼろぼろで、使用人〔執役〕はすべて粗野な雇われ者〔村傭〕、非常に下劣な連中で笑ってしまう」(T11/1/25.1478) と書かれている。2, 3 ヶ月後に、趙烈文はようやく輔国公・載帛に謁見したが、「わずか 20 歳、女子のように柔順で、客に会っても一言も発することができない」(T11/4/11.1494) とあきれている。だが問題は宮様ではなく総兵の清安であり、趙烈文は彼の恨みを買ってしまった。

事の発端は次のようなものであった。同治 11 年 9 月に文恒が趙烈文に泣きついてきた。軍営の家屋を修理する金を借りたいと頼んだのに許されなかったために兵たちが騒ぎを起こし、千総<sup>\*138</sup>（正六品）・田徳溥を殴って負傷させ、泰寧鎮の役所を包囲したという。清安が正庁に出て鎮圧しようとしたが承服しない。兵たちは軍器庫を奪い、火薬庫を開けようとしたが失敗したので、教場に集まって三つの要求をしている。そのなかの一つに、春夏秋三季

の米を州から借りる、という要求があり、清安は文恒を寄こして趙烈文にこの件を相談させたのであった。趙烈文が承諾すると、文恒は大喜びで帰って行った (T11/9/8.1513)。とりあえず危機を脱することはできたが、清安は「愚昧で、軍營のあらゆる公事に妾を関与させて」おり、「ひとまず落ち着いたとはいえ、軍心がここまで動揺して規律が無くなってしまっている、今後どうなるか予測がつかない」(T11/9/9.1513-1514)と趙烈文は危惧している。この事件のあと、李鴻章が「下級武官を派遣して譴責した」ので、清安は趙烈文に腹を立てたらしい (T12/2/17.1539)。おそらくそれが原因で、翌年2月、清安は兵米が不浄だと文句を言ってきた (T12/2/14.1538)。この事件が本当に趙烈文を経由して李鴻章の耳に入ったのかどうか確かめることはできないが、趙烈文が『日記』のなかでそれを否定しておらず、やむなく清安に詫びを入れに出かけたところを見ると、事実だったのだろう。清安は「米には必ずたくさん混ぜ物がしてあると考え、扇いで、ここぞとばかりに利用するつもりだった」のだが、混ぜものはなかった (T12/2/17.1539)。

こうした不穏な空気の中、同治12年11月、いよいよ趙烈文の恐れていたことが現実となった。翌13年に同治帝が東太后、西太后とともに西陵に来ることが決まったのである。2月24日に紫禁城を出発し、2月27日に西陵に詣で、3月2日に紫禁城に帰着するという日程であった (T12/11/19.1579-1580)。同治11年にも「来春、謁陵大差がある」(T11/12/28.1530)ときいて肝を冷やしたことがあったが、そのときは遵化直隸州の東陵だけで、西陵には来なかった。こちらは免れた、「良かった。良かった」(T12/1/7.1533)と胸をなで下ろした趙烈文だったが、東陵では「雑役〔雑〕が虐げられ、宦官たちが役人〔長吏〕や世話係〔厨伝〕を打ち据え、掠奪の限りを尽くした」と聞いて、「怖ろしいことだ」(T12/3/21.1543)と震え上がった。

趙烈文もすでに、西陵関係の仕事で痛い目に遭っていた。同治11年に、慕陵の妃嬪2人の墓を移動させたことがあった (T11/3/14.1489-1490)。白差<sup>\*139</sup>地盤監督・慶全 (工部員外郎)、白芝 (候補主事、山西人) が到着すると、「要求〔需索〕が激しく、担当の家人〔辦差家人〕はみな辱めと罵りを受けた。一日で、水がめに使う石版製の蓋を240個も要求された。その横暴はかくのごとくである。しかたないので無い袖を振って〔傾囊〕賄をしたが、その要求〔溪壑〕を満たすことができるかどうかわからない」(T11/4/9.1494)と趙烈文は不安を『日記』に記している。

行幸となれば、御道を整備しなければならない。恭鈞 (字・甄甫) と張保泰 (字・曦亭<sup>\*140</sup>、安徽省含山人) が橋・道を実地調査する委員として易州に派遣され (T12/10/20.1575)、趙烈文は彼らと橋・道を調べている (T12/10/26.1576-T12/10/28.1577)。二人とはかねて顔見知りであった。趙烈文は同治10年9月に保定で、当時知府であった恭鈞<sup>\*141</sup>と知り合っている。恭鈞は旗人であり、アヘン戦争時の欽差大臣・琦善の子である (T10/9/1.1437)。一方、張保泰は趙州直隸州で知州代理をしていたが、そのとき、先述のように趙烈文が委員として派遣されてきたのだった (T10/10/7.1445)。「北に来て以来、一番の寒さ」(T12/11/13.1578)

のなか、趙烈文は翌春の行幸について上司たちと相談するため保定に向かった（T12/11/16.1579）。布政使・孫覲<sup>\*142</sup>らに会った（T12/11/18.1579）あと、趙烈文は李鴻章に州・県のお役目〔辦差〕が累を及ぼすこと、公務の困難、常套を廃絶できない理由を力説した。李鴻章は非常に興味を示して〔甚覚新奇〕、しきりと意見をきいたので、趙烈文も包み隠さず話してきかせた（T12/11/20.1580）。こうした李鴻章との関係によって、趙烈文はますます西陵の関係者に嫌われたのではないだろうか。

年が明け、行幸の日が近づくなか、易州城の郊外、二十里舖にある石橋をめぐって悶着が起きた。地方官が管理するのは橋台（橋の両端で橋を支える構造物）のみで、道はすべて辦道官<sup>\*143</sup>が受け持つのが通例であり、この区間の辦道官は寧晋知県の汪顛達<sup>\*144</sup>であった。上述の張保泰は汪顛達の肩をもっていた。寧晋県は趙州直隸州に属していたので、汪顛達は部下でもあり、同じ安徽省人でもあった。もっとも「陰險狡猾」な張保泰は、はじめは泥の窪地は汪顛達が何とかすると嘘をついていた。張保泰に煽られたのか汪顛達に頼まれたのか知らないが、恭鈞が趙烈文に泥の窪地を何とかしろと言いだした。趙烈文に断られると、新しい橋台を北に数丈移せと言い出した。趙烈文の作った橋台は型にあっておらず、材質もしっかりしていないと言い張って、おおいに恫喝した。趙烈文にしてみれば、昨年3回実地調査をしたうえで決定され、現在すでにへの組み上げが完成した大石橋を、北の水の深いところに改めて作り直せということであった。恭鈞は布政使・孫覲に手紙を送り、趙烈文も李鴻章あてに手紙を書いて助けを求めた（T13/1/29.1591-1592）。

布政使・孫覲がやって来て、恭鈞、張保泰らとともに問題の石橋を見た。趙烈文は、汪顛達が助力してほしいというのであれば手伝うが、橋台の工事について私が責任逃れをしているのでどうしても修理させるというのであれば、弾劾されるまでのことで、決して承諾しないと述べた（T13/2/7.1593）。孫覲は、石橋の件では趙烈文に「損をする」ことを勧めたが、趙烈文は「争いは道理にあるのであって、費用にあるのではない」（T13/2/8.1593）と言って譲らなかった。都に向かう途中の李鴻章が問題の場所を通ったとき、河道をみて、「寧晋（知県、引用者）の非を強く責めた。顔色も声も厳しく、寧晋に加担するものは何も言えなかった」（T13/2/9.1594, T13/2/11.1594）。結局、李鴻章の鶴の一声で、趙烈文の言い分が通ったようである。「虎の威を借る」といった類の悪口が囁かれたであろうことは想像に難くない。

いよいよ皇帝一行が到着する。

三鼓（午後11時-午前1時頃、引用者）に起きて食事をすませ、涿水県と房山県の境の拒馬河の北で御一行をお待ちした。（中略）河辺に集まって立っていたが、冷たい風と寒気が骨身に沁みて堪えがたい。（中略）辰刻（午前7-9時、引用者）、御一行がやって来た。（中略）皇上は騎馬である。（中略）お迎えの諸臣はみな跪いた。何の官かのご下問があったので、私は官と名をお答えした。さらに順番に何の官か問われたので、私が

すべて代わりにお答えした (T13/2/26.1595-1596)。

2月28日には、同治帝らは帰途についた (T13/2/28.1597)。この年のうちに同治帝は20歳にもならぬ若さで世を去るが、それを知った日の『日記』には、「疎遠な小臣であり、涙は出ない。心中が不安なだけである」(T13/12/7.1633)と記されている。

趙烈文は、西陵の人員から繰り返し弾劾を受けることになった。同治13年夏、趙烈文は「承辦衙門がまた弾劾しようとしている」と聞いて「一笑に付した」(T13/6/19.1609)。「また」というからには、これ以前も弾劾されたことが推測されるが、この頃の『日記』はすこぶる短く、残念ながら詳しい事情はわからない。俸米を送るのが遅れたと弾劾するらしいが、「4月に徴収を終え、5月は麦の収穫期だったので車を雇うことができず、6月に急いで輸送を終えている。これを遅れたというのは、恥を知らないのだろうか？」(T13/7/4.1611)と趙烈文は憤慨している。文恒たちは、この弾劾は趙烈文の馬をなかなか譲ってもらえなかったことを恨んだ譚富基(字・崇階、内府旗人、泰陵内務員外郎)(T12/9/5.1567)の仕業だと言う(T13/7/16.1612, T13/7/22.1613)<sup>\*145</sup>。「小人というのは、ここまで卑しい[貪鄙]ものである。幸い私は公事にはすべて自信があるので、痛くも痒くもない」(T13/7/16.1612)と趙烈文は強気の姿勢を崩さない。

だが、官途の先行きは暗い。趙烈文は、家族を少しずつ常熟に帰し始めた。同治12年10月、まず長男・趙実が常熟の家に向けて出立した(T12/10/9.1573)。同治13年4月には、趙実の妻・陳氏が3人の子女(万民、圓、韶)を連れて易州を離れた(T13/4/24.1604)。趙烈文自身は、「借金[積累]が山のようにあるので、帰りたくても帰れない」(T13/6/26.1607)。同年10月には、鄧夫人が子女と趙烈文の妾・陸姫を伴って帰途についた(T13/10/2.1622)<sup>\*146</sup>。<sup>しんがり</sup>殿は光緒元年2月、長女夫婦(趙柔と方愴)である。家族を送り出すこと実に4度にわたり、趙烈文は、「仕官して家を離れること約3000里(1500キロ、引用者)、人が多く、帰るのは容易でない。(中略)軽々しく家族を迎えて家をかまえる[安舎]ものではない」と後悔している(G1/2/20.1646)。

陵の宗室や清安は「皆、私を快く思っていなかった」し、先述の譚富基や礼部郎中・昇麟らは、「3年のあいだ請託を遂げられなかった怨みを抱き、いつも悪巧み[媒孽]をしていた」(G1/2/2.1642)と趙烈文はぼやいている。「請託」というのは、おそらく陵員が訴訟に関与することと関係していた。趙烈文は、遵化直隸州の東陵では「陵員が訴訟に関与することは全くない」(T12/1/12.1534)と知り、西陵との違いに驚いたことがあった。西陵での訴訟についての詳しい説明は残念ながら見当たらないが、「昌陵の防御<sup>\*147</sup>5人が面会に来て、訴訟についてとりなす[関説詞訟]」(T12/8/25.1563)という記述は、そのあたりの事情を示唆している。

同治13年末、趙烈文は辞職を願い出たが、李鴻章は許してくれない(T13/12/7.1633)。年明けにやっとのことで許された(G1/1/28.1642)が、李鴻章に面会するとすぐに「陵の

人員はどうして君とこれほど衝突するのか」と訊かれている（G1/2/2.1643）。辞職が決まったあと、趙烈文は「山陵地形王大臣」として西陵を訪れた翁同龢<sup>\*148</sup>や醇親王<sup>\*149</sup>と会っている。翁同龢は趙烈文を以前から知っていると言い、さかんに「お噂はかねがね」などと言ってくれた〔極道企慕〕（G1/2/8.1644）<sup>\*150</sup>。醇親王は「懇勸で、すこぶる謙遜、風雅」（G1/2/9.1644）、「評判が良いのに、どうして去るのだ」（G1/2/12.1645）と言葉をかけてくれた。

後任への引継ぎをすませた趙烈文は、光緒元年3月20日に易州の役所を後にした（G1/3/20.1651）。官員の装束を解き、平服、布靴〔屨履〕に易え、「鏡を引き寄せて自分を見ると、うれしそうである」（G1/3/21.1651）と趙烈文は書いているが、心中には穏やかならざるものもあったに違いない。この数年後に兄・趙熙文が不遇のうちに亡くなるが、そのとき趙烈文は次のように心情を吐露している。父・趙仁基は道光年間に江西省で、「勅命に従って阿片禁止に誠実に取り組んだ結果、関の赤字が数万にのぼった。後任は阿片を解禁してうまくやり、数ヶ月で商品が数万になった」。趙烈文自身は易州で「民事で陵員と争い、その意に阿らなかつたために、2回も弾劾された〔兩遭訐奏〕」。兄も含めて「父と息子兄弟が群犬に嘯まれ、同じような道をたどったが、伝家の潔白が汚れたことはない」（G6/12/25.2004）。

趙烈文は、天津府<sup>\*151</sup>の（G1/4/19.1656）李鴻章に会いに行ったが、引退〔帰志〕は許されなかったので、数ヶ月の休暇をもらうことにした。弾劾については庇ってくださる必要はないと趙烈文は言った（G1/4/21.1657）が、李鴻章は誣告であると力説してくれ、さらに、学問・品行に優れ、在任中は地方を整え、民事に心を尽くしたというお褒めの言葉を言上〔報聞〕してくれた。趙烈文は李鴻章の「誠実な愛情に感動した」（G1/5/20.1661）。ケネス・フォルサム氏は、「李鴻章が彼の人生を通じてみせた友人に対する忠誠は、ほとんど伝説的な色彩を帯びている。（中略）逆境にある友人を支えつづけ、自分の影響力を行使して助けなければならないこともある。李はこの点を非常に強く確信していたので、そのためには進んで自らの地位を危険にさらした」<sup>\*152</sup>と述べている。

交代のために易州に行った趙烈文は、その足で北京見物に出かけることにした。なお、易州に向かう途中で村人から、いつ帰任〔回任〕なさるのかと聞かれた（G1/7/19.1680）と趙烈文は書いているので、3月から交代までは休暇という形で易州を離れていたものと考えられる。

交代が終わったら、都に行ってみるつもりである。私の足跡は天下の半分に及んでいるが、帝王が都を置いた土地——西は長安、東は開封・洛陽、北は北京に行ったことがない。幼い頃、父について任地の平陽<sup>\*153</sup>に行ったが、1、2歳のころのことで、残念ながら記憶〔知識〕がない。そのほか馴染みの健康、臨安、武昌<sup>\*154</sup>などは、いずれも正統以外の住まいであり、つねに見聞が狭いことを苦しめていた。このたびの旅行は慌ただ

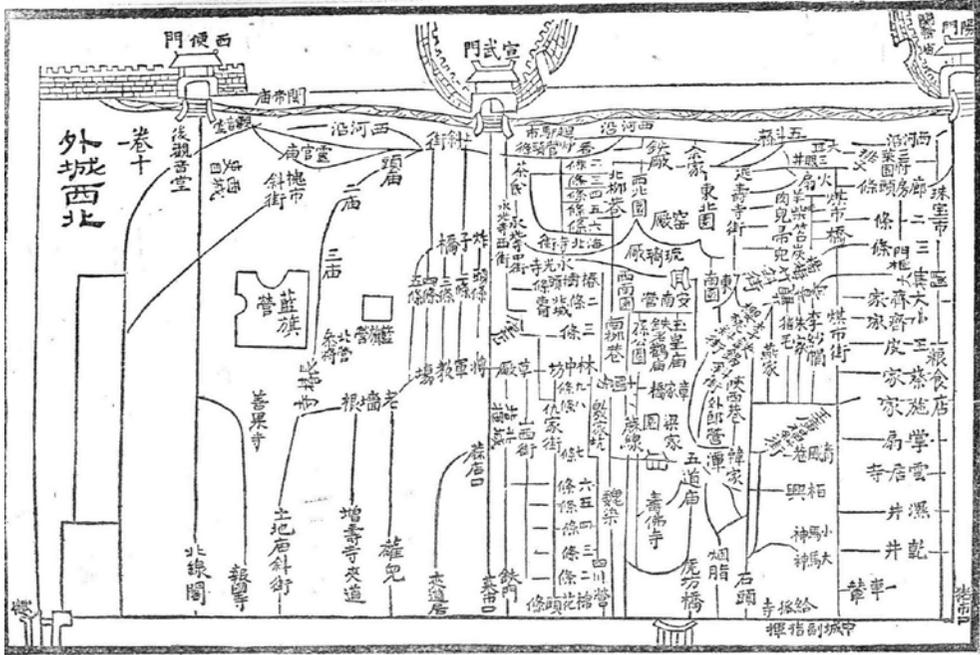


図 7-8 北京の宣武門外

(呉長元輯『宸垣識略』北京古籍出版社, 1982 年所収。図の左上に西便門がある。また中央上の宣武門の南東方向に琉璃廠と楊梅竹斜街がある。)

しくはあるが、人生に欠くことのできぬものである。たまたま地図をみると、房山の西域寺の上の山は、都の西の禪板寺、戒壇寺などに通じていることがわかった。ここから行けば、街道〔駅程〕を行くのと、仙と凡ほど違いがある (G1/8/1.1684)。

光緒元年 8 月 10 日、趙烈文は易州を発ち、石経山から房山県城に向かった (G1/8/10.1686-G1/8/13.1690)。戒壇寺 (G1/8/15.1691)、盧溝橋を経て、西便門から北京に入城する。楊梅竹斜街の宿屋で旅装を解いた。長女の夫・方愴、次女の夫・方恒 (字・子永。方愴の弟。常熟で迎娶)、兄 (趙熙文) の息子・趙穎 (字・長庚)、四姉の息子・周世澄 (字・孟興) らがやってきた (G1/8/16.1693-1694)。周世澄以外の 3 人は、ちょうど順天郷試を終えたところだった<sup>\*155</sup>。琉璃廠の書画店をひやかしたり (G1/8/17.1694)、内城に入ってみたりしてから、「このたびの上京は遊覧であり、行ったところは 100 分の 1、2 にも足りないが、耳目は一新したと感ずる。帰心矢の如し、楽しみは極めるべからず、明日出立するつもりである。江南の名勝は林の如し、我が家〔老我精廬〕もまた京城の夢ならず」(G1/8/21.1696-1697) としたため、趙烈文は北京を後にした。天津府で面会した李鴻章は「西山遊歴の足跡をたずね、うらやましいと再三溜息をついた」。来年早々に出てくるようにと何度も言われた趙烈文は、とりあえず承諾して別れた (G1/8/27.1700, G1/8/29.1700)。李鴻章が

ようやく趙烈文の隠居〔乞退〕願いを聞き入れたのは、光緒3年5月のことである（G3/5/10.1803）。

趙烈文はまだまっすぐ家に帰るわけではない。山東省にある孔子の故郷・曲阜を訪れるつもりである（G1/9/15.1704）。回り道して済南にも立ち寄って、黄河鯉を食べたり、大明湖で舟遊びをしたりして楽しんでいる（G1/9/25.1707-1708）。済南で旧友に連れて行ってもらった料理屋の「肴はすこぶる豊かであり、都〔京門〕や保定もこれほどではなかった」（G1/9/26.1709）。趙烈文は、泰山にも登った。天下に名だたる急峻な石段では、輿を降りて輿夫を楽にしてやろうと思ったが、平地がないので輿を止めることもできず、あたりは暗くなり、北風が肌を刺し、「輿に乗っているのは楽だが、恐ろしかった」（G1/9/29.1713）。連日曇りだったのに、趙烈文が登ったら快晴となり、山上で日の出を拝むことができた（G1/9/30.1714）。それから曲阜を見学した（G1/10/3.1717）。「山東の風俗は良くは知らないが、大道の脇は乞食ばかりであった」（G1/10/11.1720）と趙烈文は山東旅行の感想を綴っている。

淮安府清河県で陸路が終わり、あとは水路に行く。南に戻る舟を雇い、常州まで送ってもらうことにした（G1/10/11.1720-G1/10/12.1721）。10月16日、8年ぶりの揚州に着き（G1/10/16.1721）、翌朝すぐに好物の揚州麵を味わっている（G1/10/17.1722）。10月20日、趙烈文は常州府城に到着し（G1/10/20.1722）、10月25日に家族のまつ常熟に帰り着いた。水陸合わせて2861里（1430.5キロ）の旅であった（G1/10/25.1723）。

#### 〈注〉

- \*1 曾国藩、字は滌生、湖南湘郷人、道光18年進士（趙爾巽等撰『清史稿』中華書局、2003年、卷四百五、列伝一百九十二、11907頁）。
- \*2 朱東安『曾国藩幕府研究』四川人民出版社、1994年、149頁。
- \*3 周騰虎、字は弢甫、江蘇陽湖人。候選主事。咸豊5年夏、曾国藩の幕に入った。咸豊6年正月、幕府を離れて故郷に戻った。咸豊10年9月、ふたたび幕府に入り、11月に上海で汽船を買うために派遣され、同治元年7月上海で病死した（前掲『曾国藩幕府研究』257-258頁）。
- \*4 参考のために述べておくと、清代緑營兵の平均月収は銀1両3錢6分と米3斗、1両はざっくり言えば200元人民元ほどに相当した（張宏傑『給曾国藩算帳——一個清代高官的収与支（湘軍暨総督時期）』中華書局、2015年、6、80頁）。
- \*5 江西省南康府（前掲『清史稿』卷六十六、志四十一、地理十三、2158頁）。
- \*6 江西省臨江府清江県にある鎮（前掲『清史稿』卷六十六、志四十一、地理十三、2162頁）。
- \*7 朱東安氏の著書のこの箇所には、『能静居日記』咸豊6年2月15日という注が付けられているが、『能静居日記』の最初の日付は咸豊8年5月4日であり、趙烈文は日記の冒頭に「余は以前から日記をつけており、日常の些細なことを書き留めて、5年間続けた。咸豊6年の秋、母が亡くなり、哀悼のなかで、やめてしまった。いま、22ヶ月がたった」（趙烈文『能静居日記』岳麓書社、2013年、1頁）と書いているので、朱東安氏は刊行された日記より以前の日記を見ることができて、それを指しているのかもしれない。以下、『能静居日記』は『日記』と略記し、『日記』の年月日と頁は、たとえば咸豊10年2月27日（106頁）はX10/2/27.106、同治3年7月5日（809頁）はT3/7/5.809、光緒元年2月20日（1646頁）はG1/2/20.1646と表記する。

Xは咸豊(Xianfeng), Tは同治(Tongzhi), Gは光緒(Guangxu)の発音記号の頭文字である。なお, 1里は0.5キロメートルとした。

- \*8 周鳳山, 曾国藩の軍の副将。咸豊5年10月, 3500人を率いて樟樹鎮で勝利をおさめたが, 咸豊6年正月, 周鳳山の軍は樟樹鎮で潰滅した(前掲『清史稿』卷四百三十四, 列伝二百二十一, 12344頁)。
- \*9 前掲『曾国藩幕府研究』25頁。
- \*10 前掲『給曾国藩算帳——一個清代高官の取与支(湘軍暨総督時期)』37頁。
- \*11 金安清, 字は眉生, 浙江嘉興人。同治2年, 曾国藩の幕府に入り, 泰州塩務総局ではたらき, 曾国藩が兩淮塩政を整頓するのを助けた(前掲『曾国藩幕府研究』259頁)。
- \*12 劉瀚清, 字は開生・開孫, 江蘇武進人。同治元年10月に安慶で曾国藩の幕府に入った(前掲『曾国藩幕府研究』230頁)。
- \*13 方駿謨, 字は元徴, 江蘇陽湖人。同治2年1月に安慶で曾国藩の幕府に入った(前掲『曾国藩幕府研究』217頁)。趙烈文にとって母方の従兄にあたる。
- \*14 華衡芳, 字は若汀, 江蘇無錫人。咸豊11年に曾国藩の幕府に入った(前掲『曾国藩幕府研究』234頁)。
- \*15 徐寿, 字は生元, 号は雪村, 江蘇無錫人。咸豊11年10月頃に曾国藩の幕府に入った(前掲『曾国藩幕府研究』270頁)。
- \*16 前掲『曾国藩幕府研究』25-26頁。
- \*17 前掲『曾国藩幕府研究』26頁。
- \*18 前掲『曾国藩幕府研究』26頁。
- \*19 「城すでに破れ, 大勢の歓声が雷鳴のように響いていた。申刻(午後3-5時, 引用者)が終わろうとするとき, 突然中丞(曾国荃を指す, 引用者)が帰営したという知らせが届いた。皆と祝いに行くと, 中丞は短い布衣を来て, 裸足で, 汗と涙にまみれ, みなに祝いをやめさせ, 伝單を私に見せて, 上奏文を作成するよう命じた。(中略)夕方, 各軍が入城後に略奪を貪り, 隊伍が非常に乱れていると聞いた。(中略)私は異変が起きるのを恐れて, 中丞に, ふたたび鎮圧に出ることを勧めた。中丞はそのとき非常に疲れており, これを聞くと非常に不機嫌になった。目を見開いて, どこに行けというのだ, と訊ねた。私は, 突破口が非常に大きいので防ぎにいらっしやるべきですと言ったが, 中丞は首をふって答えなかった」(T3/6/16.799-800)。
- \*20 これに対する上諭は, 曾国荃は「すぐに駐屯地に戻るべきではなかったとして, 語気が頗る厳しい」(T3/7/2.808)ものであった。趙烈文は, 上諭が厳しいものだったのは, 上奏文に「偽城甚大と書いてあったからだ, 私のせいだと言われているを聞いた」。「すぐに駐屯地に戻った[趕回老營]」と書いたのは曾国荃自身だが, 「偽城甚大」というのは確かに趙烈文がつけ加えたものだった。午前1-3時頃に, 「300騎あまり, 歩兵1000人」が逃げ出したのを知り, きっとそのなかに大物[偽酋]がいたと考えた趙烈文は, 「万一城が大きく兵は少なく, 一,二を取り逃がした場合, 各軍に厳しく命じて追跡し, 前途の防衛軍とともにすべて捕獲して斬り, 地方に流入して憂いを残すことのないようにいたしますなど」と書いた。城が破れたあと, 賊の力がまだかくも強悍であることがわかれば, 防ぎが甘くとも, なお言い訳が立つ」と考えたからであった(T3/7/5.809)。
- \*21 前掲『給曾国藩算帳——一個清代高官の取与支(湘軍暨総督時期)』54-55頁。
- \*22 王勝利主編, 馬立軍・王麗娟副主編『保定淮軍公所』河北大学出版社, 2012年, 169頁。
- \*23 李鴻章, 字は少荃, 安徽合肥人, 道光27年進士(前掲『清史稿』卷四百十一, 列伝一百九十八, 12011頁)。
- \*24 黎仁凱・衡志義・傅徳元編著『直隸総督与総督署史話(統編版)』河北大学出版社, 2016年, 188頁。
- \*25 前掲『保定淮軍公所』169, 172頁。

- \*26 前掲『曾国藩幕府研究』26頁。
- \*27 前掲『曾国藩幕府研究』26頁。
- \*28 たとえば T6/6/22.1071,T6/7/5.1077。
- \*29 一例を挙げると、はじめて都で官途に就いたころは、古文の大家・梅曾亮（1786-1856、字・伯言、江蘇上元人、道光2年進士。清朝散文家、桐城派後期の重要作家（前掲『清史稿』卷四百八十六、列伝二百七十三、文苑三、13426頁。孫文良・董守義主編『清史稿辞典』山東教育出版社、2008年、1698頁））に対しても、「心中ひそかに負けていないと思っていた」が、「まもなく学成らずして官は達し、それ以後、公文書と縁を結び、ころざし〔素植〕を重んじなかった。咸豊以後は、命を受けて賊を討ち、軍事に明け暮れてますます暇がなくなった。今日ふたたび梅伯言の文をめくってみれば、優れていると思う。昔は血気に逸っていた」（T6/8/21.1093）などと語っている。
- \*30 「出発の前、曾国藩は2万両の現銀に兌換できる銀票をたずさえた。（中略）おもに京官たちに送る『別敬』（餞別、引用者）であった」（前掲『給曾国藩算帳——一個清代高官の収与支（湘軍暨総督時期）』188頁）。
- \*31 たとえば、T6/6/3.1059。
- \*32 周学浚、字は縵雲、浙江省烏程人。同治元年に曾国藩の幕府に入った（前掲『曾国藩幕府研究』257頁）。
- \*33 前掲『曾国藩幕府研究』26頁。
- \*34 『清代職官年表』には、在任期間は同治7年7月-同治9年8月と記されている（銭実甫編『清代職官年表』中華書局、1997年、1480-1481頁）。
- \*35 直隸時代の趙烈文は、しばしば望郷の念にかられている。朝目覚めて「シャコの鳴き声」を聞けば「春雨江南の思い」（T9/2/20.1318）を抱き、松の木（T11/1/20.1475）や「南からきた枇杷の実」（G1/5/2.1659）は、古い友人のようであった。
- \*36 服部宇之吉「北京誌」（『清国通考』三省堂書店、1966年）63頁。なお服部宇之吉氏の著作については、引用にさいして漢字など表記に若干の変更を加えた箇所がある。
- \*37 服部宇之吉「支那研究」（『清国通考』三省堂書店、1966年）63-64頁。
- \*38 郭松義・李新達・李尚英『清朝典制』吉林文史出版社、1993年、264頁。
- \*39 『清実録（第8冊、世宗実録2）』中華書局、1985年、卷113、雍正9年12月戊申項、510頁。
- \*40 前掲「支那研究」67頁。
- \*41 前掲「北京誌」28頁。
- \*42 前掲「支那研究」61頁。
- \*43 前掲「支那研究」61-62頁。
- \*44 前掲『清史稿』卷五十四、志二十九、地理一、1893頁。
- \*45 朱金甫・張書才主編、李国栄副主編『清代典章制度辞典』中国人民大学出版社、2011年、271頁。
- \*46 山本英史『赴任する知県——清代の地方行政官とその人間環境』研文出版、2016年、71頁。
- \*47 張宏傑『給曾国藩算帳——一個清代高官の収与支（京官時期）』中華書局、2015年、220頁。
- \*48 前掲『赴任する知県——清代の地方行政官とその人間環境』152頁。
- \*49 前掲「支那研究」57頁。
- \*50 前掲「支那研究」55-56頁。
- \*51 前掲「支那研究」56-57頁。前掲『赴任する知県——清代の地方行政官とその人間環境』93頁。
- \*52 前掲『清史稿』卷五十四、志二十九、地理一、1906頁。
- \*53 前掲『清代典章制度辞典』445頁。
- \*54 『日記』には簡体字で首「站」と記されているが、正しくは滎陽驛の「驛」であろう。
- \*55 Chung-li Chang, *The Income of the Chinese Gentry*, University of Washington Press (Seattle)

- 1962, p. 77. (張仲礼『中国紳士研究』上海人民出版社, 2008年, 267頁。この中国語版は *The Chinese Gentry Studies on Their Role in Nineteenth-Century Chinese Society* (李栄昌訳) を上編, *The Income of the Chinese Gentry* (費成康, 王寅通訳) を下編として, 一冊にまとめられたものである。)
- \*56 陳覚民「紹興師爺的興衰」『浙江文史資料選輯』第26輯, 158頁。
- \*57 沈夢存はもともと直隸総督衙門の刑名师爺だったが, 同治8年正月に曾國藩が着任してのちはその幕僚をつとめていた(前掲『曾國藩幕府研究』236頁)。
- \*58 朱芷汀は年越しに保定に戻るので, 保定に家があったと考えられる。たとえば同治12年12月25日に送別の宴がはられ, 同治13年1月11日に易州に戻っている(『日記』1585, 1589頁)。
- \*59 Chung-li Chang, *The Income of the Chinese Gentry*, p. 85. (中国語訳, 274頁。)
- \*60 前掲「支那研究」68-69頁。
- \*61 邱遠猷主編『中国近代官制詞典』北京図書出版社, 1997年, 34頁。
- \*62 前掲「支那研究」71頁。
- \*63 杜喬, 後漢の人, 切諫したために, そしりにあい, 獄死した。
- \*64 「州吏目」(従九品)は, 直隸州・散州に1人置かれ, 盗人を除き, 獄囚を調べ, 記録〔簿録〕を主管するのが仕事であった(『清会典事例』(1)卷一八, 吏部二, 官制, 中華書局, 1991年, 242頁。前掲『清代典章制度辞典』209頁)。
- \*65 「江蘇上元県人, 監生, 同治4年任」(清・程光溼等纂修, 同治13年刊本『磁州統志』卷之三, 秩官, 吏目, 6頁)。
- \*66 前掲『赴任する知県 清代の地方行政官とその人間環境』13頁。
- \*67 Chung-li Chang, *The Chinese Gentry Studies on Their Role in Nineteenth-Century Chinese Society*, University of Washington Press (Seattle and London) 1974, p. 53. (中国語訳, 42頁。)
- \*68 『日記』には, 初対面の相手についてはふつう, おそらく備忘録として, 諱や本籍が書かれているが, 親類などについては, その必要がないので記されていない。
- \*69 「崔府君は名を珏といい, 隋の人である。唐に仕えて濠陽令となり, 恵政があったので, ここにまつられており, 靈驗あらたか〔靈爽〕である」(T8/12/15.1305)。趙烈文はまた, 廃れていた忠義孝弟祠を復興した(T9/8/3.1349)。
- \*70 「守備」は緑營に属する正五品の武官である(前掲『清会典事例』(7)卷五四二, 兵部一, 官制, 2頁)。「州学正」と「訓導」は州の学官でそれぞれ正八品と従八品である(前掲『清会典事例』(1)卷一八, 吏部二, 官制, 241頁)。戴襄清は「寧河県人, 举人, 同治3年任」(前掲『磁州統志』卷之三, 秩官, 学正, 4頁), 馬宗周は「香河県人, 廩貢生, 同治8年任」(前掲『磁州統志』卷之三, 秩官, 訓導, 5頁)であった。
- \*71 地保は, 土着の警察吏, 地甲。
- \*72 州判は従七品の官で, 州同とともに, 州内の督糧・捕盜・海防・水利などを分掌した(前掲『清代典章制度辞典』271頁)。
- \*73 前掲『清史稿』卷五十四, 志二十九, 地理一, 1906頁。
- \*74 親類の趙国英に響堂寺の北齊磨崖「法華経・普門品」の拓本を取って来させたり(T9/6/19.1340), 同じく親類の趙振紀らと, 響堂寺石窟磨崖の拓本を見たりしている(T9/7/27.1347)。
- \*75 「直隸清訟事宜十条」『曾國藩全集・詩文』岳麓書社, 1995年, 446頁。
- \*76 『清国行政法』南天書局, 1989年復刻版, 第一卷下, 55頁。カタカナをひらがなに改めるなど, 表記に若干の改変を加えている。
- \*77 前掲「支那研究」82頁。
- \*78 前掲『給曾國藩算帳——一個清代高官の収与支(湘軍暨総督時期)』116頁。
- \*79 前掲『給曾國藩算帳——一個清代高官の収与支(湘軍暨総督時期)』112頁。張宏傑氏は浙江省烏程県の例を挙げており, 按察使への祝儀は杭平(杭州市平ではかった銀)200両を越えてい

- ないが、直属の上司〔頂頭上司〕の知府には司平銀 360 両を送っていると述べている。
- \*80 直隸總督署博物館編『直隸總督署簡介』内部資料，2011 年，5 頁。
- \*81 錢鼎銘，字は調甫，江蘇太倉人，舉人。同治 8 年 9 月に大順広道員，同治 8 年 11 月に直隸按察使，同治 9 年 8 月に直隸布政使，同治 10 年 11 月に河南巡撫となる（前掲『曾國藩幕府研究』271 頁）。
- \*82 前掲『清史稿』卷一百十六，志九十一，職官三，3353 頁。
- \*83 監獄で死人が出ると，隣の知県・知州に検視を依頼した。翌年磁州で囚人が病死したとき，趙烈文は成安県に代理審問を依頼している（T9/11/29.1381）。
- \*84 第 4-5 節を参照。
- \*85 『日記』には直隸省の県佐（県の佐貳官すなわち県丞・主簿を指す）を捐納していたと記されている（T8/5/1.1251）。「常州觀莊趙氏支譜」には趙国英について，「議叙県丞分發直隸，署涿水県典史，保举知県」（卷五，殿撰公分世表第七中，25 頁）と記載されている。
- \*86 Chung-li Chang, *The Income of the Chinese Gentry*, p. 17. (中国語訳，221 頁。)
- \*87 陳乃乾『陽湖趙惠甫（烈文）先生年譜』（沈雲龍主編，近代中国史料叢刊統編第九十九輯，文海出版社，中華民國 72 年）7 頁。
- \*88 彭信威『中国貨幣史』上海人民出版社，2015 年，623 頁（京錢については 602 頁を参照）。銅と銀の比価は時と場所によって大きな違いがあった。咸豊 9 年の「曾國藩の言い方では，だいたい 2000 文が 1 両という計算になる」（前掲『給曾國藩算帳——一個清代高官の収与支（湘軍暨總督時期）』209 頁）。張宏傑氏はまた，「道光年間の銀錢兌換率は頻繁に変動し，1 両はだいたい 1200 文あまりから 1700 文あまりのあいだを揺れ動いている」（前掲『給曾國藩算帳——一個清代高官の収与支（京官時期）』24 頁）とも書いている。また張徳昌氏は，李慈銘の『越縵堂日記』に依って，同治 5-9 年の浙江会稽では 1 両は銅制錢 1670 文，同治 10-12 年の北京では平均で 1 両は（京錢）10,440 文という数字を挙げている（張徳昌『清季一個京官の生活』香港中文大學，1970 年，6-7 頁）。
- \*89 同治 9 年，天津で教会などが焼かれ，フランス領事はじめ多数のフランス人が殺された事件。
- \*90 李鴻章は生涯で，同治 9 年 8 月-光緒 8 年 3 月，光緒 9 年 6 月-光緒 21 年 7 月，光緒 26 年 6 月-光緒 27 年 9 月と 3 度，直隸總督をつとめている（前掲『清代職官年表』1481-1498 頁）。
- \*91 李鴻章が南昌から東流大營に着いたのは咸豊 11 年 6 月のことである（李志茗『晚清四大幕府』上海人民出版社，2002 年，190 頁）。趙烈文が東流に着いたのは，先述のように咸豊 11 年 7 月であった。
- \*92 程光澄，字は小涵（あるいは小韓），棗強県から昇任した（T10/2/11.1394）。『磁州統志』に「四川墊江県人，舉人，同治 10 年任」と記されている（前掲『磁州統志』卷之三，職官，知州，2 頁）。
- \*93 前掲『磁州統志』卷之二，水田，14 頁。
- \*94 服部宇之吉氏によれば，「地租の外に猶ほ弊多きものは徭役雑差なり。此は例へば道路改修工事を起すに付き各戸より人夫を出させ，若し人夫を出すを得ずば金銭を出せとか，或は官の用として車馬牛驛の数を官に借り上げ若し之を出すを好まざるものは之に代ふるに相当の価額を納めしむるの類なり。（中略）地方官の好む随意如何様にも定めるるゝものなり。（中略）此の徭役雑差が如何に良民を苦しむるかは諺に衙門一点硃，民間一片血と云ふにて察すべし（徭役などを命ずるときは地方官は其の命令書に自から硃筆を以て月日を記し且点を印す，故に衙門一点硃と云ふなり）」（前掲「支那研究」88-89 頁）。
- \*95 趙学華はこのあとも趙烈文を訪ねたり（T10/8/24.1436, T10/9/4.1438），手紙のやりとりをしたたりしている（T10/11/23.1461, T12/6/30.1560 など）。
- \*96 前掲『赴任する知県——清代の地方行政官とその人間環境』308-310 頁。
- \*97 清代の小説にも，こうした官員はしばしば登場する。たとえば『儒林外史』（第 8 回）には，あ

る知府の、任地での「数年間、粗衣粗食、相も変わらず書生っぼのような暮らし方をしてきました、長年のあいだに、たまりました俸給の余りが、約二千余金はございます」などという話を聞いた新任の知府が、「してみると、『三年清廉の府知事、十万銀の雪の花』（清廉な府知事でも三年間の任期を終えれば十万銀の金がたまる）なんていう諺は今ではあてにはなりません！」と応じている（呉敬梓著、張慧劍校注『儒林外史』人民文学出版社、1997年、104-105頁。稲田孝訳『儒林外史』平凡社（中国古典文学大系第43巻）1998年、80頁）。『老残遊記』（第1回）には主人公・老残の父親は三品・四品の官であったが、丸20年も「実缺」（候選・候補などでなく実際のポスト）を勤めながら、辞めて家に帰るときには着物を売って旅費にしたほどであったと書かれている（劉鶚撰、田素蘭校注、繆天華校閲『老残遊記』三民書局、2010年、4頁。入矢義高、石川賢作、岡崎俊夫、飯塚朗訳『官場現形記（下）・老残遊記・老残遊記続集』平凡社（中国古典文学大系第51巻）1994年、326、332頁）。

- \*98 前掲『清会典事例』（3）卷二四九、戸部九八、俸餉、940頁。
- \*99 前掲『清会典事例』（3）卷二六一、戸部一一〇、俸餉、1091頁。
- \*100 前掲『清代典章制度辞典』104頁。
- \*101 前掲『清代典章制度辞典』104頁。
- \*102 東亜同文会『支那経済全書』第1輯（明治40年発行、明治40年三版発行）562頁。『支那経済全書』については、漢字などの表記を改めた箇所がある。
- \*103 前掲「支那研究」67頁。
- \*104 Chung-li Chang, *The Income of the Chinese Gentry*, p. 29. (中国語訳, 231頁。)
- \*105 Chung-li Chang, *The Income of the Chinese Gentry*, p. 31. (中国語訳, 233頁。)
- \*106 趙烈文はこれに続けて、「受け取るべき軍需の費目もありますから、例に照らして決算報告〔報銷〕が許されれば、借金をしてもお釣りがきますが、いかんせん、新しい規則は苛酷で解放されません」（T11/1/20.1476）と記しているが、「軍需」についての事情は不明である。
- \*107 T'ung-tsu Ch'ü, *Local Government in China under the Ching*, Harvard University Press, 1988, p. 24. 中国語訳は、瞿同祖著、范忠信・晏鋒訳、何鵬校『清代地方政府』法律出版社、2003年、43-44頁。
- \*108 T'ung-tsu Ch'ü, *Local Government in China under the Ching*, pp. 215-216. (中国語訳, 44頁。)
- \*109 T'ung-tsu Ch'ü, *Local Government in China under the Ching*, p. 216. (中国語訳, 44頁。)
- \*110 前掲『給曾國藩算帳——一個清代高官的収与支（湘軍暨總督時期）』205頁。
- \*111 順徳府は晋・隋代には、襄国と呼ばれた。順徳府署は今日の邢台市清風樓の後にあった。清風樓自体が順徳府衙の構成部分であり、邢台古城の中心に位置する（前掲『直隸總督与總督署史話（統編版）』239-240頁）。
- \*112 趙烈文は任筱沅の孫娘を孫・万民の嫁に迎えることになる（T12/5/7.1550）。
- \*113 明・清代には、修史の職が翰林院のものになったので、翰林も太史と呼ばれた（徐連達編著『中国官制大辞典』上海大学出版社、2010年、82頁）。
- \*114 前掲「支那研究」64頁。
- \*115 前掲『給曾國藩算帳——一個清代高官的収与支（湘軍暨總督時期）』181頁。
- \*116 黄彭年についての説明は、次の資料に依拠している。柴汝新・蘇祿煊主編『古蓮花池』河北大学出版社、2009年、87頁。陳美健・柴汝新著『蓮池書院志略』中国文史出版社、2013年、92-96頁。孟繁峰等編著『古蓮花池』河北人民出版社、1984年、74頁。前掲『給曾國藩算帳——一個清代高官的収与支（京官時期）』106頁。咸豊初年、黄彭年は休暇をとって貴州にもどり、父・黄輔辰を助けて団練をおこなった。苗族と漢族は仲違いしており、相互に深い疑いと怨みを抱いていた。そこで黄彭年は自ら深く苗寨に入ってこれを宥め、漢民が勢力を持って苗民を威圧していた悪習を除き、苗民を心服させた。さらに四川總督・駱秉章の幕僚となり、太平軍鎮圧を助けた時期もあった。

- \*117 前掲、孟繁峰等編著『古蓮花池』1頁。趙烈文も直隸に到着してまもない頃、「樹木が茂り、建物美しく、この地方の最高傑作である」(T8/5/28.1259)と感心している。
- \*118 前掲、柴汝新・蘇祿煊主編『古蓮花池』48頁。
- \*119 前掲『直隸總督与總督署史話(続編版)』171頁。『畿輔通志』の巻首におかれた「畿輔通志纂修職名」には、黄彭年と趙烈文のほかにも、「総裁」に李鴻章、「監修」に錢鼎銘、孫覲、「協修」に恭鈞、「襄纂」に方愷、趙実など本稿に登場する人物たちの名が挙げられている(『畿輔通志』光緒10年刊本古蓮花池蔵版、巻首、職名、畿輔通志纂修職名、1-4頁)。
- \*120 易州の役所の土地祠にある鉄象碑(T11/1/24.1477)。
- \*121 前掲『清代典章制度辞典』366頁。
- \*122 図7-6が示すように、広昌県は長城の外に位置している。広昌知県の劉栄と話して、広昌県では「皮を着ないのは1年のうち5-7月の3ヶ月だけであり、200里(100キロ、引用者)離れると、気候はこれほど違う」(T13/9/7.1618)と趙烈文は驚いている。劉栄は、字は書雲、浙江山陰人(T11/1/12.1473)。趙烈文を総裁、劉栄を総纂として『広昌県志』が編纂されている(清・劉栄等纂修、清・光緒元年刊本『広昌県志』(中国方志叢書、華北地方、第221号、成文出版社、中華民国58年、影印、纂修姓氏、1頁(39頁))。
- \*123 前掲『清会典事例』(3)巻二四九、戸部九八、俸餉、940頁。
- \*124 前掲『清会典事例』(3)巻二六一、戸部一一〇、俸餉、1091頁。東陵を擁する遵化州の知州の養廉銀も同じく1200両であり、直隸省の知州のなかでは、易州と遵化州が最高額であった。
- \*125 Chung-li Chang, *The Income of the Chinese Gentry*, p. 32. (中国語訳、233頁。)同書には、つづけて、道具はおよそ7万5000両、按察使は10万5000両、布政使は15万両、巡撫・総督は18万両という記述がある。
- \*126 前掲『支那経済全書』第一輯、635頁。
- \*127 Chung-li Chang, *The Income of the Chinese Gentry*, p. 33. (中国語訳、234頁。)
- \*128 同治10年に、磁州の民が万民傘扇を献上してくれたので、趙烈文は生まれてまもない孫に「万民」という名をつけた(T10/4/6.1405)。「万民傘」とは「赴任地の士民が地方官の徳政を称揚して贈答者の多くの氏名を刺繍した傘」である(前掲『赴任する知県 清代の地方行政官とその人間環境』317頁)。
- \*129 前掲『支那経済全書』第一輯、176頁。
- \*130 姚秀珍主編『保定文物』中国文史出版社、2000年、38頁。現在の西陵には、光緒帝の崇陵が加わっている。
- \*131 易州直隸州の「西には行宮が二箇所ある。一つは良家荘、一つは泰寧鎮であり、総兵が駐在していた」(前掲『清史稿』巻五十四、志二十九、地理一、1920頁)。「陵寝駐防各官」については前掲『清史稿』巻一百十七、志九十二、職官四、3382-3383頁に記述がある。
- \*132 前掲『清会典事例』(7)巻五四二、兵部一、官制、2頁。
- \*133 前掲『保定文物』38頁。
- \*134 喬曉軍『清代翰林伝略』陝西旅游出版社、2002年、338頁。
- \*135 前掲『清代典章制度辞典』805頁。
- \*136 前掲『清代翰林伝略』334、338頁。
- \*137 「遊撃」は緑營の従三品の武官である(前掲『清会典事例』(7)巻五四二、兵部一、官制、2頁)。諱はT11/2/13.1481に記載されている。
- \*138 千総には、従五品から正八品までさまざまな種類がある(前掲『清会典事例』(7)巻五四二、兵部一、官制、2頁)が、おそらく緑營の「營千総」(正六品)(前掲『清代典章制度辞典』51頁)であろう。
- \*139 白差とは国喪の事務をいうが、この場合は、国喪に関わる事務で派遣された人員を指すと考えられる。

- \*140 『日記』にはこのほかに「羲亭」「熙亭」と書かれた箇所がある。中国語ではいずれも同音である。
- \*141 恭鈞について、『畿輔通志』に「原任大順広道，前直隸保定府知府」と書かれている（前掲『畿輔通志』巻首，職名，2頁）。
- \*142 孫覲，字は国賓・省齊，安徽舒城人，道光27年底吉士（前掲『清代職官年表』3196頁）。錢鼎銘は同治10年11月，河南巡撫に昇進した（前掲『清代職官年表』1713頁）。
- \*143 「辦道官」は，直隸省の知県たちがつとめていた。
- \*144 汪顛達，字は蘭軒，安徽潜山人，寧晋県知県（T10/9/23.1442）。
- \*145 同治13年1月に，趙烈文は黒〔青〕と茶〔黄〕の2頭の良馬を手に入れた（T13/1/19.1590）。譚富基は茶色の馬を欲しがったが，趙烈文はそのときは御道の仕事で馬なしでは済まされず，終わったらやろうと思っていたら，今度は馬が足を怪我したので，約束を果たせていなかった（T13/7/16.1612）。
- \*146 鄧夫人の一行は，同治13年10月29日に常熟の家に無事到着した（T13/12/6.1633）。光緒元年1月11日に妾・陸姫が男児を挙げ，「遂初」と名づけられた（G1/2/6.1644）が，2月23日にこの子は亡くなり，2月25日に趙実に一子が生まれた（G1/3/23.1651）。光緒元年4月10日には，長女・柔と方愴の息子である「路児」（G1/4/3.1653）が亡くなったことを知らせる手紙が趙烈文のもとに届いた（G1/4/10.1654）。
- \*147 防禦（正五品）は駐防八旗の属官である（前掲『清代典章制度辞典』290頁）。ここでは「陵寝防禦」（前掲『清会典事例』（7）巻五四二，兵部一，官制，1頁）を指すと考えられる。
- \*148 翁同龢，字は叔平，江蘇常熟人，咸豊6年一甲一名進士（前掲『清史稿』巻四百三十六，列伝二百二十三，12368頁）。
- \*149 醇親王，愛新覺羅奕詝，道光帝の第7子（前掲『清史稿』巻二百二十一，列伝八，諸王七，9107頁）。
- \*150 翁同龢の光緒元年2月8日の日記にも，「易州知州趙烈文（惠甫）が会いに来た」（翁同龢著，翁方戈編，翁以鈞校訂『翁同龢日記』中西書局，2012年，1145頁）という記述がある。
- \*151 直隸総督は，同治9年から北洋通商大臣を兼任し天津に駐在したが，冬期には河川が結氷するため，保定にもどった（前掲『清史稿』巻一百十六，志九十一，職官三，3338頁）。天津と保定について，趙烈文は同治9年に，天津府の「外城に入ると，居舎が多く〔繁会〕，民や物が多いことがわかる。規模はとりわけ大きい。保定をはるかに越えている」（T9/10/12.1363）と記している。
- \*152 Kenneth E.Folsom, *Friends, Guests, and Colleagues The Mu-fu System in the Late Ch'ing Period*, University of California Press (Berkeley and Los Angeles) 1968, p. 118. (中国語抄訳は，(英) 福爾索姆「李鴻章の氣質，性格与事業」『安徽史学』1993年第1期，33頁。)
- \*153 山西省平陽府の臨汾県に堯が都を置いたといわれる。
- \*154 建康（呉の時代は建業。南京）は六朝の都，臨安（杭州）は南宋の都，武昌は265年に呉が一時的に遷都した地である。
- \*155 趙烈文の長男・趙敦は「穎」と改名した（T12/閏6/24.1559）。当時の科挙の郷試は8月9・12・15日に行われ，16日には終了した。8月18日の『日記』には，方兄弟と趙穎が「考寓」から移ってきていっしょに泊まると書かれている（G1/8/18.1695）。いずれも合格はせず，方愴は北に残って翌年の順天郷試に備えることになった（G1/9/18.1705）。順天郷試については第3節を参照。

## History of the Zhao Family in the Guanzhuang Village of Changzhou Prefecture ( 7 )

Kaori Asanuma

### 7. Official Life of Zhao Liewen as a Bureaucrat

Zhao Liewen began his career as private secretary to Zeng Guofan; he was then appointed by the latter to the post of deputy to the department magistrate of Ci-zhou in Zhili Province (present day Hebei Province). The functions of the magistracy included managing a postal relay station, which ensured Zhao a lucrative salary supplement. Nonetheless, Zhao Liewen was deep in debt at the time of his resignation, because he generously donated almost his entire income toward providing bricks to construct public wells and preventing robberies.

While waiting for a new post in Baoding, the central city of Zhili Province, Zhao Liewen was delegated to Zhao-zhou to preside over a criminal case and became a member of the editorial staff compiling the *Jifu-tongzhi* (The History of Metropolitan Areas).

After performing such miscellaneous duties for several months in Baoding, Zhao Liewen set out to Yi-zhou to assume magistracy of the department; this was superior in terms of official rank to that of Ci-zhou, and he eagerly wanted to secure it. However, in Yi-zhou, he ran into some trouble with the keepers of the West Imperial Mausoleum of the Qing dynasty. Because he did not curry favor with the mausoleum keepers, his cooperative relationship with them deteriorated. Having been repeatedly impeached by them, Zhao Liewen finally decided to resign from his post and went home to Changshu in Jiangsu Province.